

子ども・子育て支援新制度について

平成26年2月

文部科学省

目次

全体像	2
各論	15
認定区分、給付等の基本的イメージ	16
市町村計画、都道府県計画	18
認可・認定制度の改善	20
確認制度・運営基準、情報公表	22
施設型給付・公定価格・利用者負担の仕組み	28
施設の利用手続、園児募集・利用調整	35
地域型保育給付、小規模保育事業	41
幼保連携型認定こども園、認可基準、資格特例	43
幼稚園型認定こども園等	50
地域子ども・子育て支援事業、一時預かり事業等	53
国会附帯決議	57
幼児教育の無償化	62
待機児童解消加速化プラン	68
社会保障制度改革国民会議	71

全体像

◆ 3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆ 主なポイント

① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）

及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

② 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・ 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実



④ 基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

⑤ 社会全体による費用負担

- ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
(幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要)

⑥ 政府の推進体制

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

⑦ 子ども・子育て会議の設置

- ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置
- ・ 市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務

⑧ 施行時期

- ・ 消費税引き上げ時期を踏まえ、早ければ平成27年度を目途に新制度の施行を想定

子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

■ 施設型給付

・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付

※私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする

■ 地域型保育給付

・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

※ 施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応

■ 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

■ 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等
(対象事業の範囲は法定)

※ 都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施

■ 延長保育事業、病児・病後児保育事業

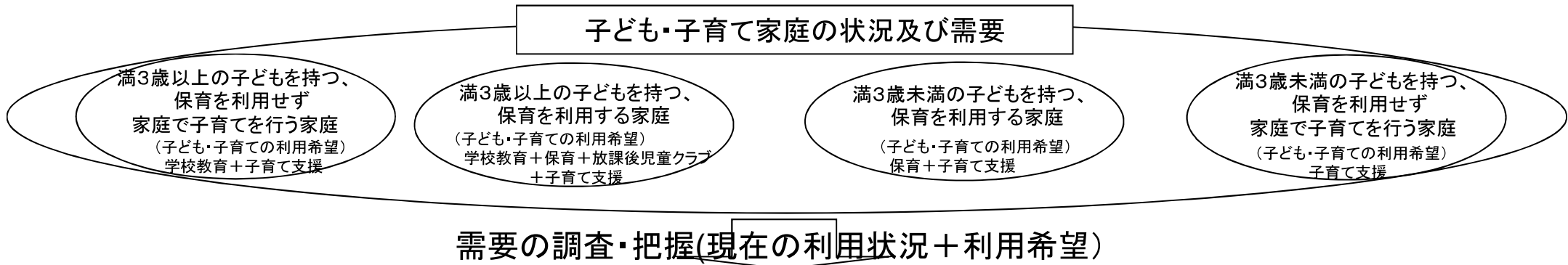
■ 放課後児童クラブ

■ 妊婦健診

※ 出産・育児に係る休業に伴う給付(仮称) → 将来の検討課題

子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)



市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※
* 私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者 = 地域型保育給付の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業
・病児・病後児保育事業

放課後
児童クラブ

子ども・子育て支援法
～認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など共通の財政支援
のための仕組み～

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、
学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を
担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

認定こども園法の改正について

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）
 - 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
 - 消費税を含む安定的な財源を確保

〔類型〕

幼保連携型
(594件)

※設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ

幼稚園型
(317件)

※設置主体は国、自治体、学校法人のみ

保育所型
(155件)

※設置主体制限なし

地方裁量型
(33件)

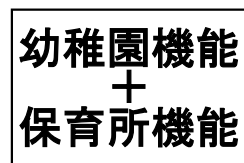
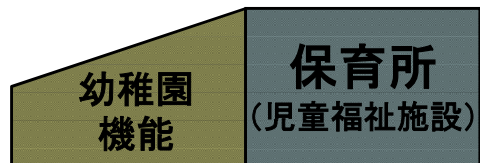
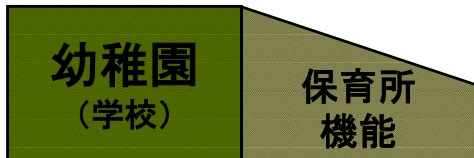
※設置主体制限なし

(認定こども園の合計件数は1099件(平成25年4月時点))

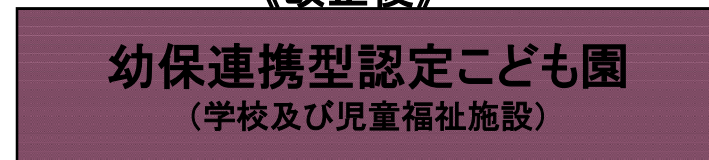
《現行制度》



- 幼稚園は学校教育法に基づく認可
- 保育所は児童福祉法に基づく認可
- それぞれの法体系に基づく指導監督
- 幼稚園・保育所それぞれの財政措置



《改正後》



- 改正認定こども園法に基づく単一の認可
- 指導監督の一本化
- 財政措置は「施設型給付」で一本化
- ※ 設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ

- 施設体系は、現行どおり
- 財政措置は「施設型給付」で一本化

新制度における幼稚園の選択肢

		位置付け・役割	施設の認可・指導監督等 (認可) (確認)		財政措置	選考・保育料等の取扱い
新制度	「施設型給付」を受ける認定こども園 (幼保連携型) (幼稚園型)	○学校教育と保育を提供する機関 (幼保連携型) :学校と児童福祉施設の位置付け (幼稚園型) :保育機能を認定 ○市町村計画で把握された「教育・保育ニーズ」に対応	○幼保連携型 都道府県・指定都市・中核市が、認可・指導監督 ○幼稚園型 都道府県が認可・認定・指導監督	○幼保連携型・幼稚園型共通 「給付の支給対象施設」として、 <u>市町村</u> が確認・指導監督	○「保育の必要性」の認定を受けた利用者 :「保育時間」に対応する「施設型給付」※ ² ○その他の利用者 :「標準時間」に対応する「施設型給付」※ ² ○私学助成 (特別補助等)※ ³	○応諾義務 * 定員を超えた場合は、選考可 ○公定価格 * 利用者負担は応能負担が基本 * 一定の要件の下で上乗せ徴収可
	「施設型給付」を受ける幼稚園	○学校教育を提供する機関 ○市町村計画で把握された「教育ニーズ」に対応	○都道府県が認可・指導監督	○「給付の支給対象施設」として、 <u>市町村</u> が確認・指導監督	○「標準時間」に対応する「施設型給付」※ ² ○私学助成 (特別補助等)※ ³	
現行どおり	「施設型給付」を受けない幼稚園※ ¹	○学校教育を提供する機関	○都道府県が認可・指導監督	/	○私学助成(一般補助・特別補助) ○幼稚園就園奨励費	○建学の精神に基づく選考 ○価格は設置者が設定

※¹ 現行の私立幼稚園は、特段の申出を行わない限り「施設型給付」の対象として市町村から確認を受けたものとみなされる。

※² 「施設型給付」は国等が義務的に支出しなければならない経費であり、消費税財源が充当される。

※³ 特別支援教育や特色ある幼児教育の取組等に対する補助を予定。

安定財源の確保

■ 消費税の使い途を子育てにも拡大

→ 国分の消費税収の使い途を、現在の高齢者3経費(基礎年金、老人医療、介護)から、社会保障4経費(年金、医療、介護、子育て)に拡大。

■ 消費税率5%引き上げにより社会保障の充実の財源に充てられる2.7兆円のうち、0.7兆円程度が子ども・子育て支援の充実のための財源に。

■ 子ども・子育て支援の充実のための0.7兆円程度の内訳

→ 保育等の量の拡充(最優先課題である待機児童解消等)、質の改善(職員配置の改善・処遇改善等)に充当。

○ 具体的な充当方法については、今後、内閣府の「子ども・子育て会議」(平成25年4月設置)などにおける議論を踏まえ検討。

■ 0.7兆円程度以外の0.3兆円超程度の確保の課題

→ 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要。
今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超の財源確保が課題。

○ 社会保障・税一体改革に関する確認書(社会保障部分) (抄)

(平成24年6月15日 自由民主党・公明党・民主党 社会保障・税一体改革(社会保障部分)に関する実務者間会合)

二. 社会保障改革関連5法案について

(1) 子育て関連の3法案の修正等

⑤ その他、法案の附則に以下の検討事項を盛り込む。

○ 政府は、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、安定財源の確保に努めるものとする。

⑥ 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、今回の消費税率の引き上げによる財源を含めて1兆円超程度の財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力するものとする。

○ 子ども・子育て支援法(抄)

附 則

(財源の確保)

第3条 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。

子ども・子育て会議について

○平成25年4月に内閣府に設置。

○委員

- ・25人以内で組織。
- ・子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命。

○役割

- ・会議は、子ども・子育て支援法又は他の法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項を調査審議する。

子ども・子育て支援法又は他の法律によりその権限に属させられた事項の主な内容

- ・基本指針の調査審議
 - ・認定こども園法に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準の調査審議
 - ・特定教育・保育施設の基準の調査審議
 - ・特定地域型保育事業者の基準の調査審議
 - ・施設型給付費、特例施設型給付費の額の算定基準の調査審議
 - ・地域型保育給付費、特例地域型保育給付費の額の算定基準の調査審議
- など

- ・会議は、子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項に関し内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。
- ・会議は、この法律に基づく施策の実施状況を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。

地方版子ども・子育て会議について

- 子ども・子育て支援法第77条に規定する「審議会その他の合議制の機関」又は同法の規定により意見を聴くべき保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者（「地方版子ども・子育て会議」）に関する規定は、国の子ども・子育て会議の設置に関する規定と同じく、平成25年4月1日に施行。
- 地方版子ども・子育て会議の役割は、次のとおりである。

<地方公共団体向けQ&A(平成25年4月内閣府)>

Q 地方版子ども・子育て会議の役割は何か。

A

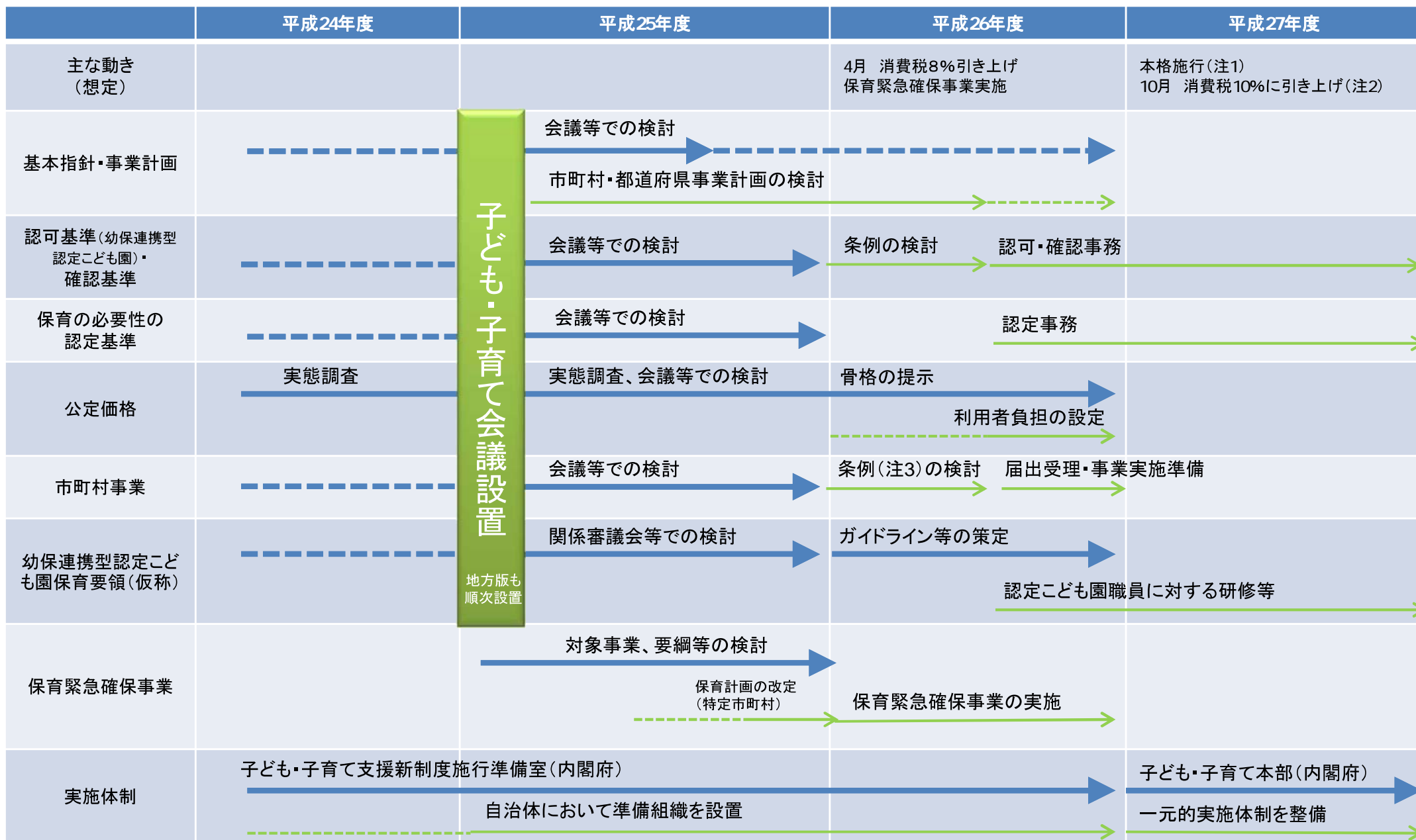
条例で地方版子ども・子育て会議を設置した場合、自治体が、教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を定める際や、市町村計画、都道府県計画を策定・変更する際は、この会議の意見を聴かなければならないとされている。また、同会議においては、自治体における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議することとされている。

地方版子ども・子育て会議は、市町村計画、都道府県計画等へ、地域の子育てに関するニーズを反映していくことを始め、自治体における子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するなど、重要な役割を果たすことが期待されている。特に、児童福祉、幼児教育、双方の観点を持った方々の参画を得て、地域における子ども・子育て支援について調査審議していただく必要がある。

市町村計画、都道府県計画を策定する際に審議を行うことは同会議の重要な役割の一つであるが、計画を策定すれば終わりということではなく、子育て支援施策の実施状況を調査審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行っていく(PDCAサイクルを回していく)役割が期待されている。

本格施行までの現時点での想定イメージ(平成27年度施行を想定)

→ 国で実施 → 自治体で実施



子ども・子育て会議設置

地方版も順次設置

(注1) 本格施行の時期については、実際の消費税率引き上げ時期を踏まえて検討。
 (注2) 消費税率の引き上げは、経済状況の好転が条件とされている。
 (注3) 地域子ども・子育て支援事業の関係では、放課後児童健全育成事業の基準を条例で定める必要がある。

公定価格の検討スケジュール詳細

10月18日子ども・子育て会議基
準検討部会資料より

- 公定価格の具体的な金額は、最終的に平成27年度予算編成を経て決定していくことになるが、新制度を円滑に施行するため、国が定める公定価格の「骨格（算定構造）」を早期に固め、平成26年度の早い時期には示していく必要がある。
- ※ 国・地方自治体においても、事業計画の策定や平成27年度概算要求に向けて所要額を見込む必要がある。

平成25年度

9月～

- 子ども・子育て会議において順次議論

～年度末

- 子ども・子育て会議において骨格の取りまとめ

※「骨格」＝「基本部分・加算部分・減算部分の構造」

平成26年度

4月～6月頃

- 骨格、仮単価の提示

- 概算要求に向け、保育所、幼稚園などに係る給付等の所要額の見込み

※幼稚園は新制度への移行と現行制度への残留の両者が想定されるため、概算要求に向けて意向調査を実施予定。

8月

- 概算要求

10月頃～

- 各市町村で平成27年度の保育所入所手続きを開始、各幼稚園で平成27年度の園児募集

年末・年度末

- 国ベースの金額の確定（政府予算案）

- 子ども・子育て会議で諮問・答申

※消費税率の引き上げは、経済状況の好転が条件とされており、本格施行の時期については、実際の消費税率引上げ時期を踏まえて検討。

各論

施設型給付費等の支給を受ける子どもの認定区分

○子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われる。(施設が代理受領)

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受けることとなる施設
<p><u>満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの(1号認定子ども)</u> (第19条第1項第1号)</p>	<p>教育標準時間</p>	<p>幼稚園 認定こども園</p>
<p><u>満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(2号認定子ども)</u> (第19条第1項第2号)</p>	<p>保育短時間 保育標準時間</p>	<p>保育所 認定こども園</p>
<p><u>満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(3号認定子ども)</u> (第19条第1項第3号)</p>	<p>保育短時間 保育標準時間</p>	<p>保育所 認定こども園</p>

幼稚園の活動からみた施設型給付等の基本的イメージ

		通常の教育時間	預かり保育
新 制 度	【保育認定子ども】 (2号認定・3号認定) ・幼保連携型認定こども園 ・幼稚園型認定こども園	施設型給付	
	【教育標準時間認定子ども】 (1号認定) ・幼保連携型認定こども園 ・幼稚園型認定こども園 ・幼稚園	施設型給付	+ 一時預かり事業 (地域子ども・子育て支援事業 の1類型)
現 行 ど お り	「施設型給付」を受けない幼稚園	私学助成 (一般補助)	+ 私学助成 (特別補助:預かり保育推進事業)

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ

○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント 「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」

<量の見込み>

- ・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況＋利用希望」を記載。
→住民の利用希望の把握が前提。(子ども・子育て支援法第61条第4項)

<確保の内容・実施時期>

- ・幼児期の学校教育・保育について、施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業による確保の状況を記載。
- ・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。
(例) 平成27年度に地域型保育事業(50人分)を整備、平成28年度に施設(100人分)を整備
- ・地域子ども・子育て支援事業についても同様に、確保の状況を記載。また量の見込みとの差がある場合には、事業の整備が必要。

○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

<量の見込み>

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3-5歳) <2号>
- 保育の必要性あり(0-2歳) <3号>

<確保の内容・実施時期>

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等(13事業)

量の見込み

確保の内容、実施時期

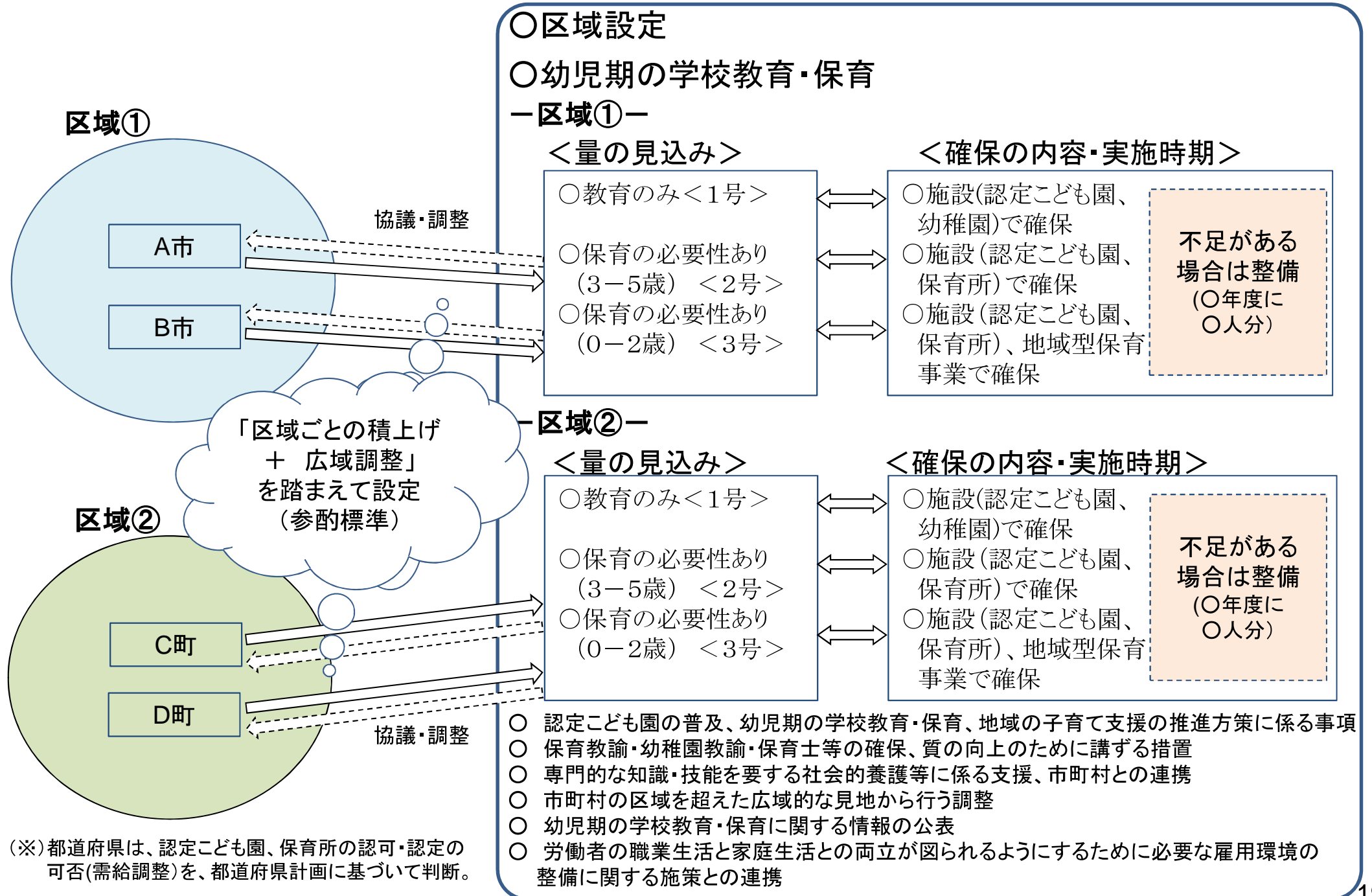
不足がある場合は整備

(○年度に○人分)

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。
例「保育の必要性あり(3-5歳)<2号>」→地域型保育事業で確保

- 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項
- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画のイメージ

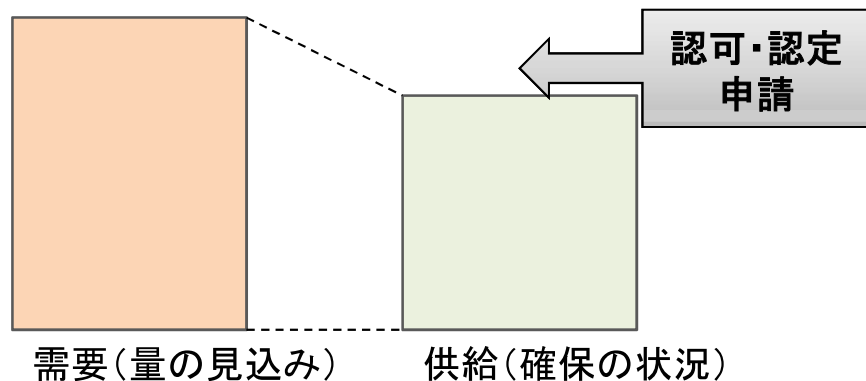


自治体計画と認可・認定の関係 ①

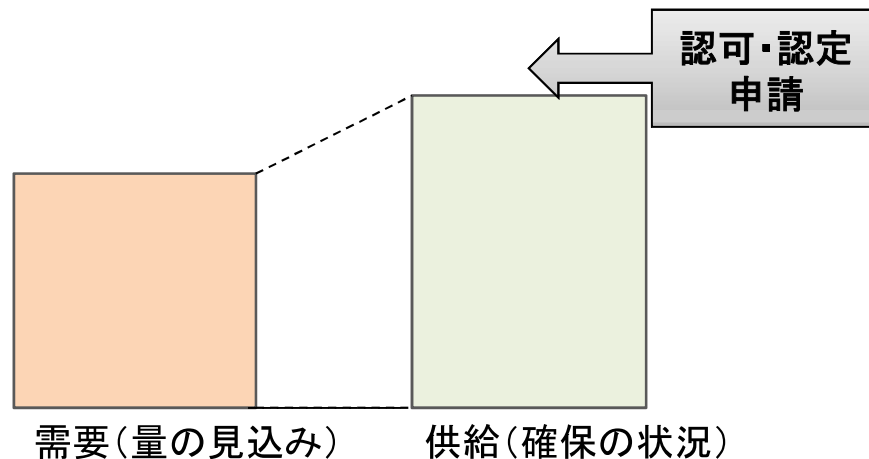
- 市町村計画は、「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を踏まえ、「量の見込み」を設定し、区域内の利用定員(確保の状況)や量の見込みに不足する場合の整備目標を「確保方策」として設定。
- 都道府県計画は、市町村計画の数値の積上げを基本に、広域調整を勘案し、一定区域ごとに、「量の見込み」と「確保方策」を設定。
- 都道府県は、一定区域ごとに、需要(量の見込み)と供給(確保の状況)の状況に応じ、以下のとおり、認定こども園・保育所の認可・認定を行う。
 - ※ 指定都市・中核市においては、都道府県と同様に、市町村計画に基づき幼保連携型認定こども園・保育所の認可を行う。
 - ※ 地域型保育事業については、市町村が市町村計画に基づき同様に認可を行う。

需要(量の見込み) > 供給(確保の状況) → 原則認可・認定(適格性・認可基準を満たす申請者である場合)
需要(量の見込み) < 供給(確保の状況) → 認可・認定を行わないことができる(=需給調整)

需要 > 供給 → 原則認可・認定



需要 < 供給 → 認可・認定しないことができる



自治体計画と認可・認定の関係 ②

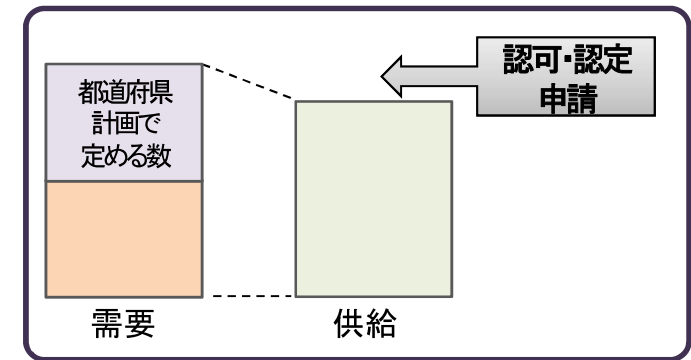
○ 既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合

需要 + 「都道府県計画で定める数」 > 供給

→ 原則認可・認定(適格性・認可基準を満たす申請者)

※ この「都道府県計画で定める数」は、幼稚園・保育所から認定こども園への移行を促進するため、現在の施設の利用状況や認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定。設定に当たっては、地方版子ども・子育て会議等の議論を通じて透明性を確保。

※ 幼保連携型認定こども園については「指定都市・中核市の計画で定める数」。



◎平成25年8月6日付内閣府事務連絡(各都道府県・指定都市・中核市宛)

(別添)四 認可及び認定に係る需給調整 1基本的考え方(第三の二2(二)イ及び四2(二)(2)関係)

2 認定こども園への移行に係る需給調整の特例(第三の四2(二)(2)ウ関係)

○「都道府県計画で定める数」は、認定こども園への移行を促進するため、移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り認可・認定が行われるように設定することが基本であること。

具体的には、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況や既存の幼稚園・保育所の認定こども園への移行の希望を把握し、これらの移行に関する意向等を踏まえ、地方版子ども・子育て会議における議論を経る等、透明化を図った上で設定すること。

◎平成25年12月18日付内閣府事務連絡(各都道府県・指定都市・中核市宛)

その趣旨は、認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらずに柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行えるようにするというものです。(中略)

「都道府県計画で定める数」については、供給過剰地域においても認可・認定を可能とすることを前提とするものであることから、当該数は、少なくとも「供給量－需要量」を上回る数を設定していただく必要があるものであり、当該上回る数については、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用状況や認定こども園への移行の希望などを踏まえ、地方版子ども・子育て会議における議論等を行っていただいた上で、各地域の実情に応じた具体的な数を設定していただくことにご留意ください。

施設型給付と地域型保育給付の対象施設・事業の確認手続き

【確認主体について】

- 給付の実施主体である市町村（基礎自治体）が認可施設・認可事業者の中で、施設型給付、地域型保育給付の対象となる施設・事業者を確認する。
- 市町村は、各施設・事業の利用定員を定めた上で確認を行う。
 - ①教育・保育施設の最低利用定員は、20人以上とする（幼稚園は適用なし）。
 - ②利用定員は、認定区分（1号～3号）ごと、3号認定（保育認定・満3歳未満）は0歳と1・2歳に区分して設定する。
 - ③利用定員は、認可定員と一致させることを基本としつつ、実情に応じて以下の対応とする。
 - ・恒常的に実利用人員が少ない場合、実際の利用状況を反映した利用定員を設定する。なお、認可定員の上限の範囲内であれば、利用定員を超える柔軟な受入れを可能とする方向（実利用人員に応じた基準を満たすことが前提）。
 - ・恒常的な利用定員の超過については、公定価格の議論と併せて検討（定員弾力化の扱い、給付の減算措置等）。
- 施行の際、現に幼稚園・保育所の認可を有する施設、認定こども園の認定を受けている施設は、教育・保育施設としての確認があったものとみなす。 ※私学助成を受ける幼稚園を選択する場合、施行前に別段の申出

【対象施設・事業について】

〔法人格〕

- 教育・保育施設については、安定的・継続的な運営を担保する観点から、法人格を求める。
※施行前に現に認可を受けている施設については、法人格を有さなくても給付の対象とする。
- 地域型保育事業者については、法人でない場合でも、対象とする。

〔運営基準の遵守〕

- 施設の設備、職員配置など、各施設・事業の認可基準を満たしていることを求める。
- さらに、国が定める基準を踏まえ、区分経理など、給付の対象施設・事業として求める運営基準を、市町村が条例で定める。
- 運営基準の遵守のため、市町村が指導監督を行う（立入検査、勧告・措置命令、確認取消し等）。

〔辞退〕

- 対象施設・事業としての地位（確認）を辞退する場合、事前の届出、3ヶ月以上の予告期間の設定、利用者の継続利用のための調整義務を課す。※施設・事業自体から撤退は、都道府県知事等の認可等が必要。

確認制度における運営基準のイメージ

- 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、認可施設・事業者から、施設型給付・委託費、地域型保育給付の対象となる施設・事業者を確認する。
- 給付の対象となる教育・保育の適切な提供に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。

分類	主な事項
利用開始に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> ・内容・手続きの説明、同意、契約 ・応諾義務(正当な理由のない提供拒否の禁止) ・定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考 ・支給認定証の確認、支給認定申請の援助
教育・保育の提供に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 ・子どもの心身の状況の把握 ・子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む) ・バックアップ教育・保育施設との連携(地域型保育事業のみ) ・利用者負担の徴収(実費徴収、上乘せ徴収を含む) ・利用者に関する市町村への通知(不正受給の防止) ・特別利用保育・特別利用教育の提供(定員外利用の取扱い)
管理・運営等に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示 ・秘密保持、個人情報保護 ・非常災害対策、衛生管理 ・事故防止及び事故発生時の対応 ・評価(自己評価、学校関係者評価、第三者評価) ・苦情処理 ・会計処理(会計処理基準、区分経理、用途制限等) ・記録の整備
撤退時の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・確認の辞退・定員減少における対応(利用者の継続利用のための便宜提供等)

(1) 提供する教育・保育の内容及び手続きの説明、同意、契約

○ 施設・事業者が適切な教育・保育を提供するため、提供の開始に当たって、あらかじめ、保護者に対して事前説明を行った上で、同意を得ることを求めることとする。

○ その際、事前説明を要する事項としては、

・運営規程の概要

※ 施設・事業の目的・運営方針、教育・保育の内容、職員体制、開所日・時間、利用者負担(実費徴収・上乗せ徴収を含む)等

・苦情処理体制

・事故発生時の対応

といった、施設・事業の選択に資すると認められる事項を対象とする。

※ これらの事項については、事前説明と相まって、情報公表の対象にもなることで、保護者もこうした情報をあらかじめ参考にした上で、施設を選択し、利用を希望することが見込まれる。

○ また、事前説明の方法については、パンフレット、説明書などの文書の交付とともに丁寧に説明することを基本とする。その際、保護者の申出に対応して、文書の交付に代えて電子ファイル等を提供することも可能とする。

○ その上で、教育・保育の利用に当たっては、公立保育所、認定こども園、公私立幼稚園、地域型保育事業については、施設・事業者との契約、私立保育所については市町村との契約になることを踏まえ、重要事項の説明書のモデル等、運用上、求める手続き等に関して、更に検討していくこととする。

(2) 応諾義務

- 利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならないとされているが、「正当な理由」については、①定員に空きがない場合、②定員を上回る利用の申し込みがあった場合（選考が必要）、③その他特別な事情がある場合などを基本とする。
- このうち、③については、
 - ・特別な支援が必要な子どもの状況と施設・事業の受け入れ能力・体制との関係、
 - ・利用者による利用者負担の滞納との関係、
 - ・設置者・事業者による通園標準区域の設定との関係、
 - ・保護者とのトラブルの関係などについて、慎重に整理をした上で、その運用上の取扱いについて示していくこととする。
- ※ その際には、情報公表、代行徴収制度の有無や措置制度の運用（児童福祉法）との関係、直接契約と委託の違い等についても留意。
- 利用申し込みに対して、施設・事業者が自ら適切な教育・保育を提供することが困難であるとして「正当な理由」に該当する場合、他の適切な施設・事業者への連絡又は当該施設・事業の紹介、市町村によるあっせんの要請等、必要な措置を講じなくてはならないこととする。
- また、市町村又は他の施設・事業者が行う連絡調整等については、できる限り協力することとする。

(3) 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考

- 定員を上回る利用の申込みがあった場合については、国が定める選考基準に基づき選考を行うこととなるが、選考方法について、あらかじめ明示しておくことを求める。
- 教育標準時間認定を受けた子どもの場合、①抽選、②先着順、③建学の精神等設置者の理念に基づく選考などの方法により、各施設・事業者においてあらかじめ選考方法を明示した上で、行うこととする。
※情報公表事項にも含まれている。
- 特別な支援が必要な子どもの体制が整っている施設の場合、特別な支援が必要な子どもを優先的に選考できることとする。
- また、保育認定を受けた子どもの場合は、市町村が利用調整を行う。(優先利用に係る取扱いの中で整理)

＜参考＞子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案) (平成25年8月6日内閣府事務連絡)

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

2 (二)

(1) また、市町村は、特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう、あらかじめ、関係部局と連携して、地域における特別な支援が必要な子どもの人数等の状況並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所における特別な支援が必要な子どもの受入れについて可能な限り把握し、必要な調整を行った上で、教育・保育の提供体制を確保すること。なお、障害児等特別な支援が必要な子どもが教育・保育を利用する際には、必要に応じて障害児相談支援等との連携を図るほか、利用手続を行う窓口において、教育・保育以外の関連施策についても基本的な情報や必要な書類の提供を行うとともに、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者等は、施設の設置、事業の運営に当たり、円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましい。

確認を受けた施設・事業者の情報公表

- 施設・事業者の透明性及び教育・保育の質向上を促すための教育・保育に関する情報の報告及び公表の対象となる事項について設定(都道府県が公表)。

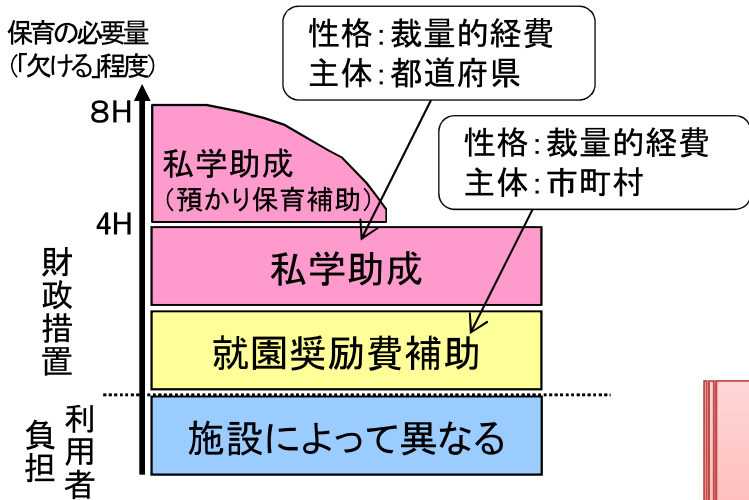
分類		主な事項
基本情報	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・名称、所在地、代表者の氏名等
	施設	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の種類(幼稚園、保育所、認定こども園)、地域型保育事業の種類(小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育) ・名称、所在地等 ・施設設備の状況(居室面積、定員、園舎面積、園庭等の状況) ・職員の状況(職種ごとの職員数、免許の有無、常勤・非常勤、勤続年数・経験年数等) ・職員1人当たりの子ども数 ・利用定員、学級数、在籍子ども数 ・開所時間等 など
運営情報		<ul style="list-style-type: none"> ・施設、事業の運営方針 ・教育・保育の内容・特徴 ・選考基準 ・給食の実施状況 ・相談、苦情等の対応のための取組状況 ・自己評価等の結果 ・事故発生時の対応 など

現行制度と新制度における幼稚園に対する財政支援イメージ

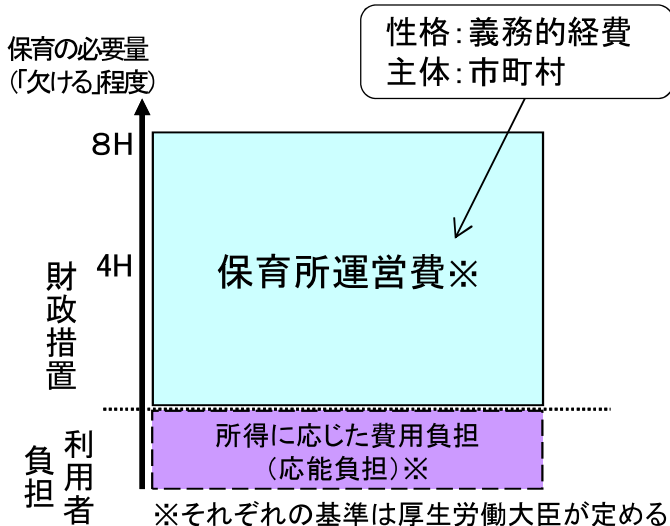
※私立施設の場合の財政措置

現行制度

【幼稚園】

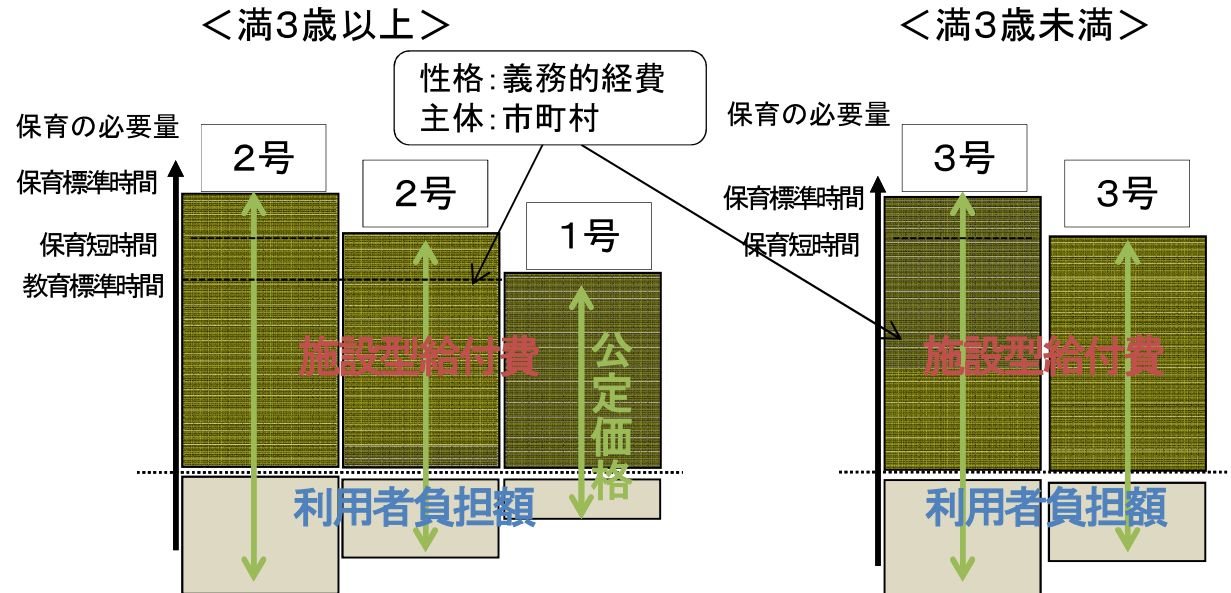


【保育所】



新制度

【認定こども園・幼稚園・保育所で共通】



※幼稚園における「預かり保育」は、現行制度では「私学助成」を受けて実施しているが、新制度では市町村の「一時預かり事業」として1号給付と組み合わせて実施することが基本。

$$\text{「公定価格」} = \text{「施設型給付費」} + \text{「利用者負担額」}$$

内閣総理大臣
が定める基準
により算定した
費用の額

※1人あたりの単価

公費で負担
↓
施設等が
法定代理受領

利用者が負担
↓
政令で定める額を
限度として市町村
が定める額
(応能負担)

施設型給付に係る公定価格及び利用者負担

- 施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされる。（子ども子育て支援法27条、29条等）

「給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」 ※この基本構造は私立保育所の委託費も同様。

- 公定価格は、「認定の区分」、「保育必要量」、「施設の所在する地域等」を勘案して、算定される教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額。
また、利用者負担額は、「政令で定める額」を限度として、保護者の世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額。

※ 市町村が給付に関する利用者負担額を設定する際、公定価格を超える額を設定することはできない。

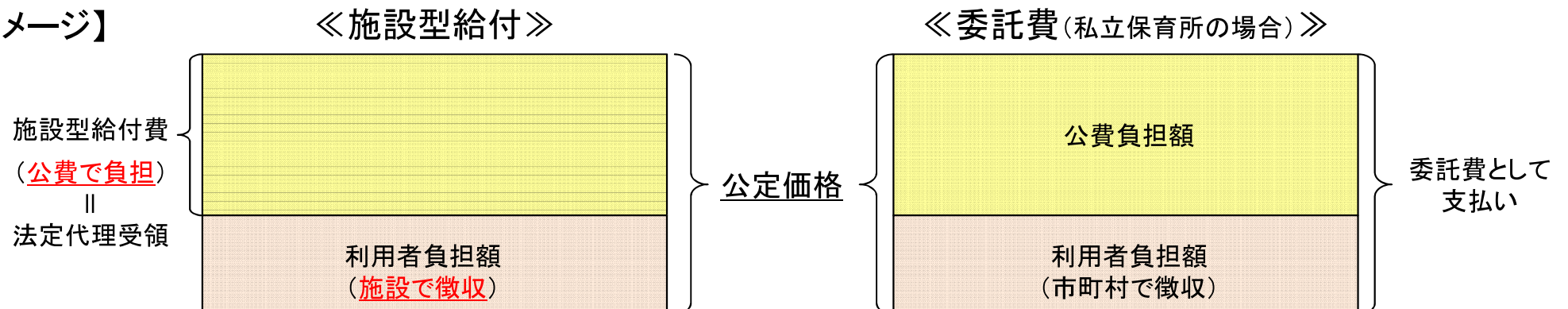
※ **実費徴収**や実費徴収以外の**上乘せ徴収**については、確認制度の運営基準において検討。

- 教育標準時間認定（1号認定）の子どもに係る施設型給付については、現在の国・地方の費用負担状況等を踏まえた経過措置あり。

（参考）国会での附帯決議

- ・ 施設型給付等については、幼保間の公平性、整合性の確保を図るとともに、受け入れる子どもの数にかかわらず施設が存続していく上で欠かせない固定経費等への配慮が不可欠であることにも十分留意して、定員規模や地域の状況など、施設の置かれている状況を反映し得る機関補助的な要素を加味したものとし、その制度設計の詳細については関係者も含めた場において丁寧に検討すること。
- ・ 施設型給付、地域型保育給付等の利用者負担は、保護者の所得に応じた応能負担とし、具体的な水準の設定に当たっては、現行の幼稚園と保育所の利用者負担の水準を基に、両者の整合性の確保に十分配慮するものとする。

【イメージ】



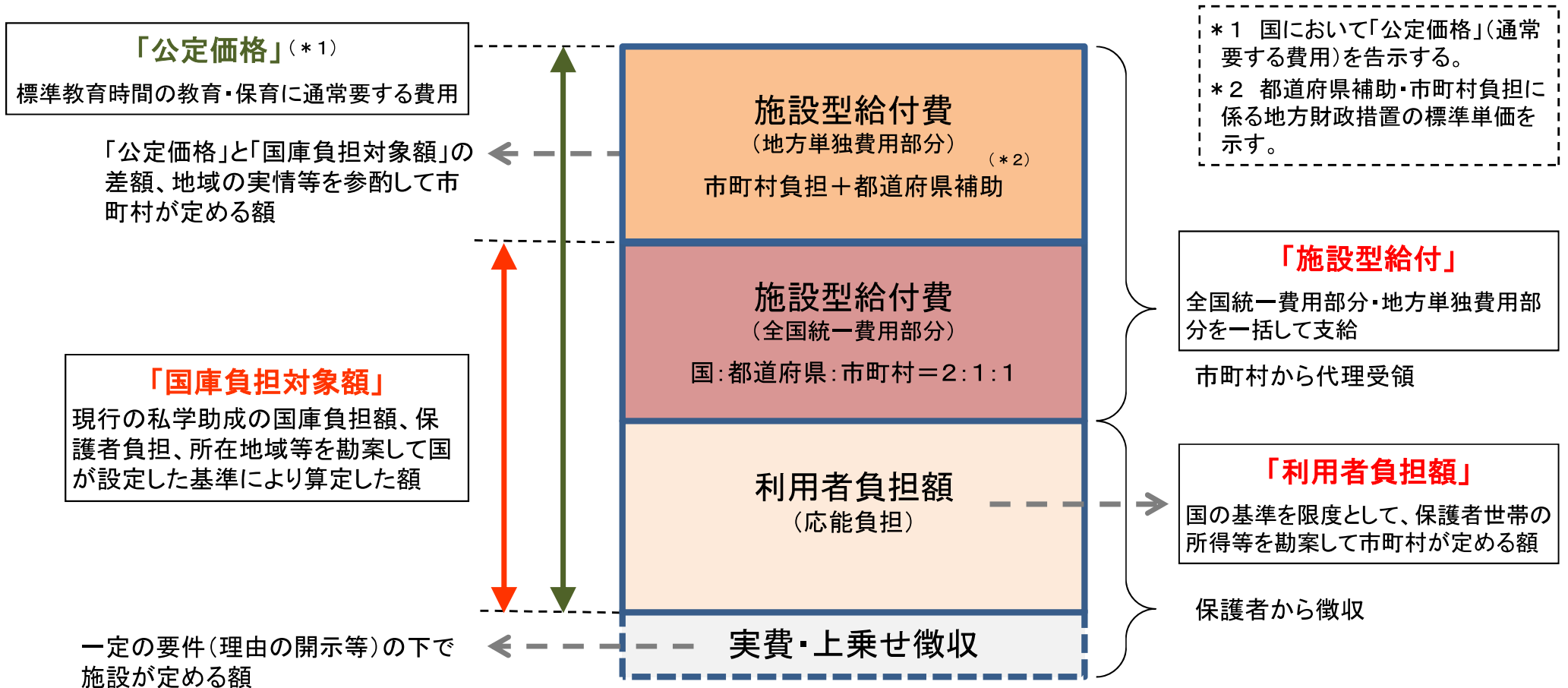
教育標準時間認定の子どもに係る施設型給付の構造(公定価格及び利用者負担)

- 教育標準時間認定(1号認定)の子どもに係る施設型給付については、幼稚園に係る現在の国・地方の費用負担状況や都道府県間のばらつきを踏まえ、円滑な移行のために、当分の間、全国统一費用部分(義務的経費)と地方単独費用部分(裁量的経費)を組み合わせ、施設型給付として一体的に支給することとされている。(子ども・子育て支援法附則9条)

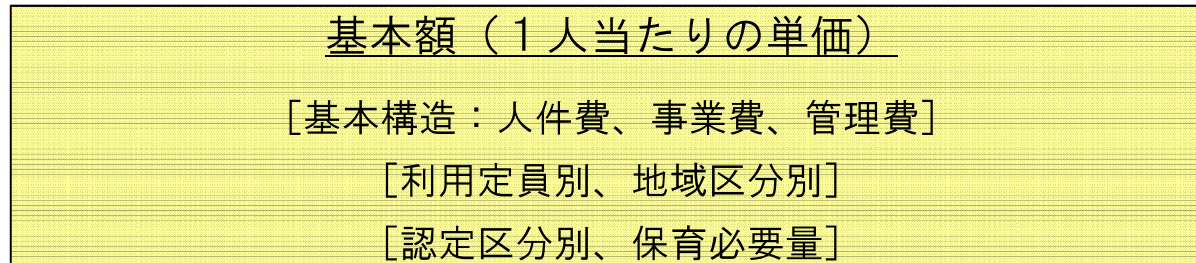
「施設型給付費」 ≡ 「公定価格」(通常要する費用) - 「利用者負担額」(応能負担)

うち 「施設型給付費」(全国统一費用部分) = 「国庫負担対象額」 - 「利用者負担額」

「施設型給付費」(地方単独費用部分) ≡ 「公定価格」 - 「国庫負担対象額」

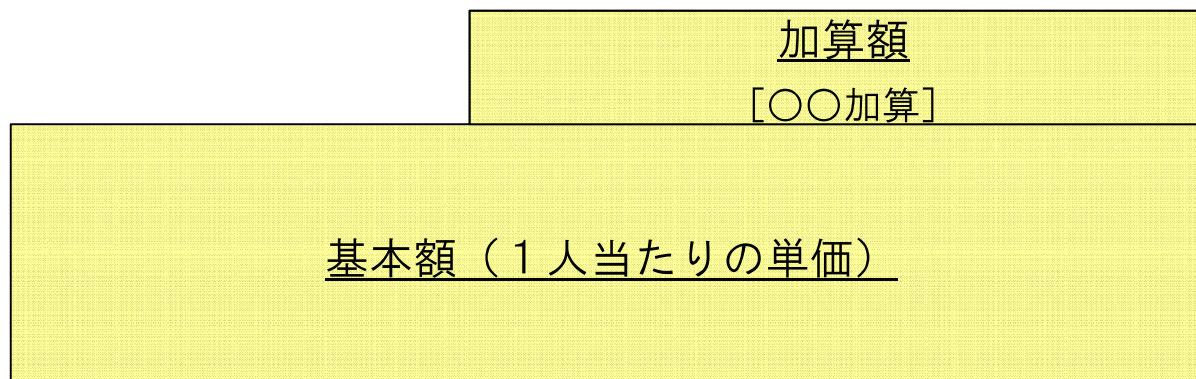


《公定価格（基本額）イメージ》



- ※利用定員別：施設の規模による経費構造の違いを考慮（附帯決議）
- 地域区分別：地域別の人件費等の違いを考慮（附帯決議）
- 認定区分別：年齢（0～2歳、3～5歳など）、保育の必要性に係る区分を考慮（支援法）
- 保育必要量：保育の必要量を考慮（支援法）

《公定価格（加算）イメージ》



※加算や減算措置のあり方についても検討が必要

公定価格・利用者負担に関する現時点での主な論点

○公定価格に関する論点について

1. 公定価格の基本的な構造

- ▶ 新制度施行時に公定価格を設定する段階においては、対象となる費目を一定程度特定したうえで評価することが必要

2. 公定価格の個別検討項目について

I. 共通要素①（全ての施設・事業に共通して勘案すべき事項）に関する検討の視点

1. 認定区分・年齢との関係

- ▶ 教育標準時間認定は幼稚園の、保育認定は保育所の経営実態等を踏まえ、必要な職員の配置を考慮して検討

2. 保育必要量との関係

- ▶ 保育認定の公定価格については、保育必要量の区分（保育標準時間（11時間）、保育短時間（8時間）の2区分）ごとに設けることを基本

3. 地域区分との関係

- ▶ 地域別の人件費等の違いを考慮することを基本とし、現行の保育所運営費の地域区分や他制度の状況等も参考に検討

4. 定員規模との関係

- ▶ 定員・実員規模別の経費構造等の違いを考慮し、定員区分別に単価を設定することを基本

II. 共通要素②（すべての施設・事業に共通する費目：人件費・事業費・管理費）に関する検討の視点

1. 人件費に係る事項について

①職員配置について

- ▶ 国会の附帯決議で求められている「3歳児を中心とした職員配置等の見直し」など、配置の改善等について検討

②処遇改善、経験年数等に応じた公定価格上の評価、キャリアアップについて

- ▶ 職員の処遇改善の方策について検討

2. 人件費、事業費（教育・保育の提供）に係る事項について

① 保育必要量の取り扱いについて

② 年間を通じた学校教育・保育の提供について

- ▶ 開所日数・時間等の取扱いを検討

③ 給食費の取り扱いについて

- ▶ 子どもの認定区分等との関係について検討

④ 障害児の受け入れ促進について

- ▶ 幼稚園・保育所等は現行の財政措置を基本とし、新設の地域型保育事業はその取扱いを検討

⑤ その他

- ▶ 研修や小学校との連携について検討

3. 管理費に係る事項について

① 減価償却費、賃借料の取り扱いについて

- 減価償却費等の公定価格への組み込み方について、現行の幼稚園・保育所の施設整備や賃貸の実態等を考慮して検討

② 第三者評価の費用の取り扱いについて

- 受審促進のための必要な受審料等のコスト評価について、受審率目標の設定の検討と併せて検討

Ⅲ. 各種加算に関する検討の視点

- 画一的な費用として基本部分に組み込むものと、地域特性や経費の性質等を踏まえて加算として実施するものに分類して検討

Ⅳ. その他の論点について（上記Ⅰ～Ⅲの検討を行った上で、施設・事業ごとの論点について検討）

1. 保育所、幼稚園、認定こども園に係る事項について

① 施設ごとに求められる職員の配置との関係について

- 各施設の職員配置基準等において求められる水準に対応することが基本

② 子育て支援機能について

- 認定こども園は子育て支援が実施義務、幼稚園・保育所は努力義務とされていることを踏まえて検討

③ 事務処理体制について

- 日常的な管理事務等に加え直接契約に伴う事務負担も勘案して検討

2. 地域型保育事業に係る事項について

- 地域型保育事業の認可基準を踏まえて検討

○利用者負担に関する論点について

1. 新制度における利用者負担の構造

- 現行の幼稚園、保育所の利用者負担の水準を基に検討

2. 利用者負担の検討について

I. 利用者負担に関する検討の視点

1. 所得階層の区分について

2. 所得階層区分の決定方法について

3. 利用者負担の切り替え時期について

4. 多子軽減の取り扱いについて

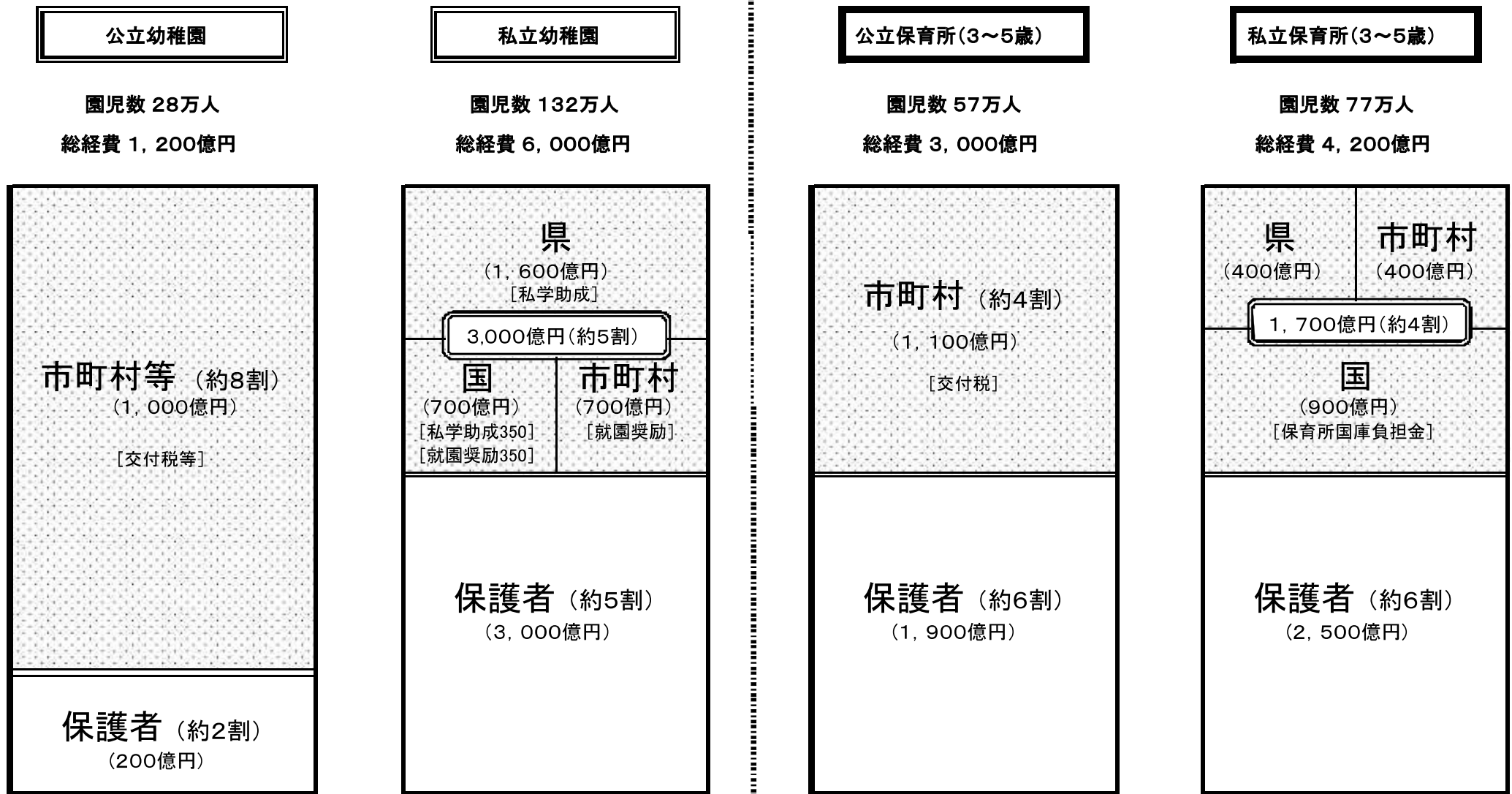
- 幼保間の整合性をとったうえで、現行と同様に多子軽減を導入する方向で検討

5. 実費徴収・上乘せ徴収の取り扱いについて

- 実費徴収・上乘せ徴収のあり方について、現在の幼稚園、保育所における実態を踏まえつつ検討

6. その他

(参考) 幼稚園と保育所の費用負担の比較(平成26年度政府予算案ベース)



(注1) 平成26年度幼稚園就園奨励費、私学助成、保育所運営費予算案ベースで地方交付税措置額等から推計したもの。施設整備費を除く。

(注2) 公立幼稚園の市町村負担額には就園奨励費の地方交付税措置分が含まれている。

また、現在公立で支給されている就園奨励費25億円は、市町村等負担額(981億円)には含まれているが本図では省略。

(注3) 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

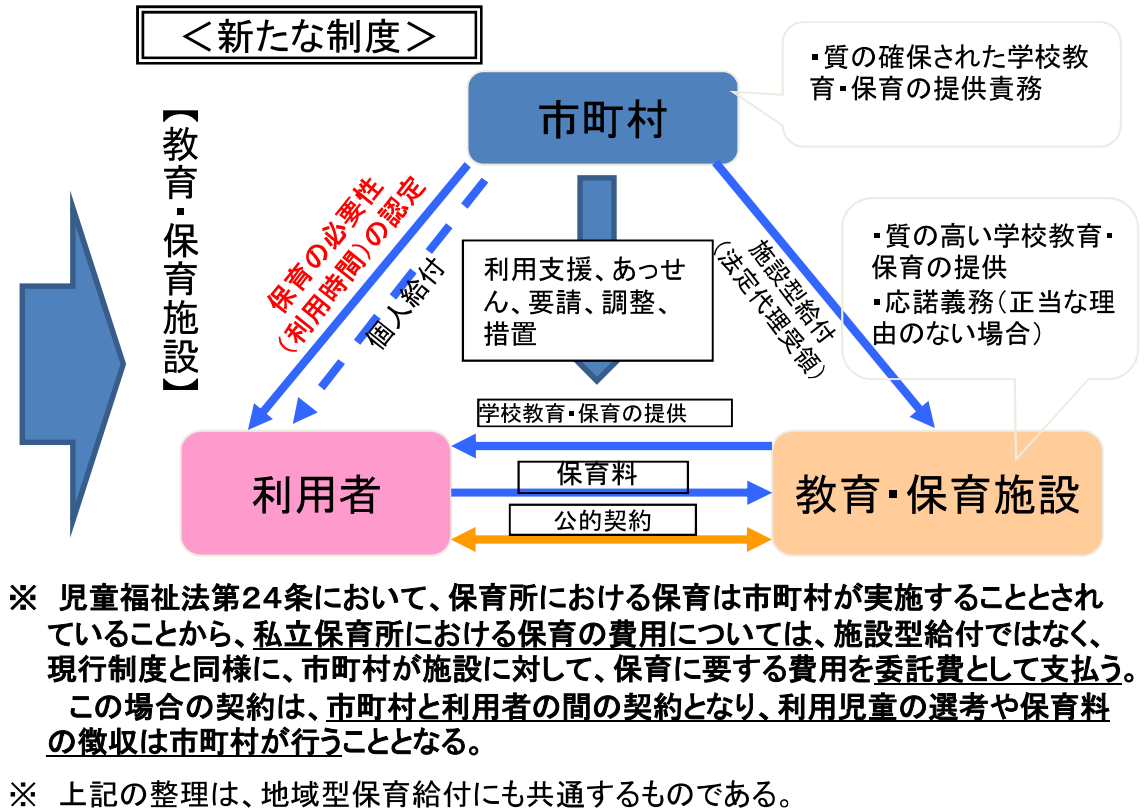
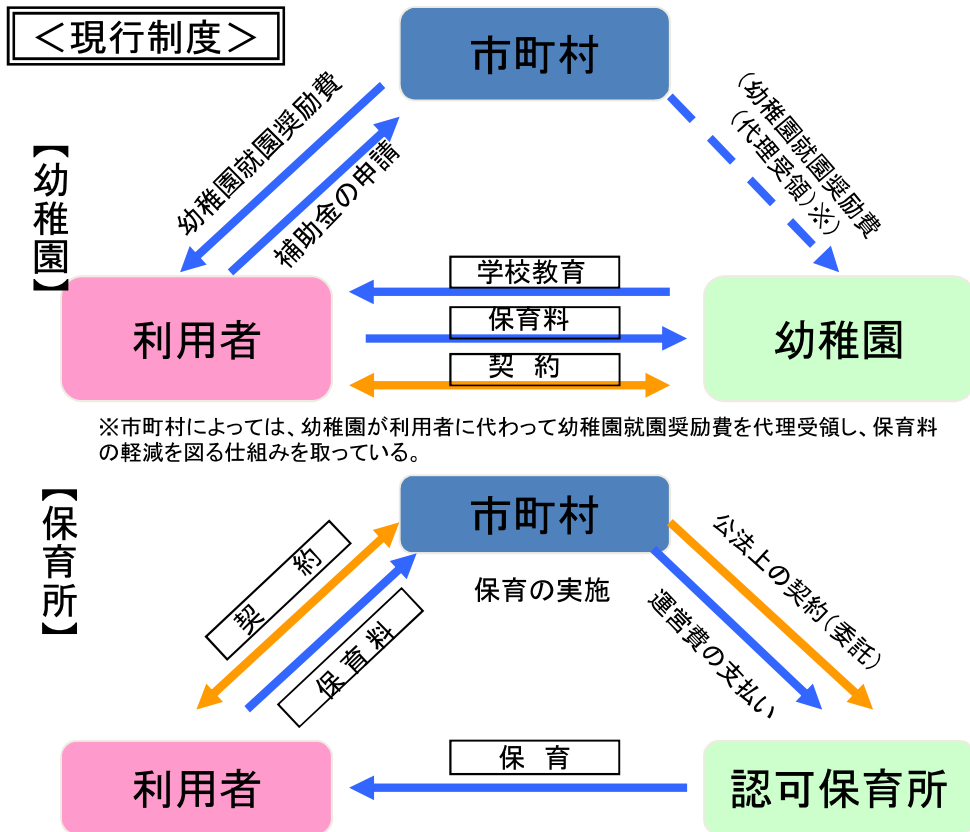
本制度における行政が関与した利用手続

- 市町村が客観的基準に基づき、教育・保育の利用時間を認定する(認定区分、事由(就労、介護等)、保育必要量(保育標準時間・保育短時間))。

【認定区分】	認定内容	対応施設
1号認定(支援法第19条第1号該当)	教育標準時間認定・満3歳以上	認定こども園、幼稚園
2号認定(支援法第19条第2号該当)	保育認定(標準時間・短時間)・満3歳以上	認定こども園、保育所
3号認定(支援法第19条第3号該当)	保育認定(標準時間・短時間)・満3歳未満	認定こども園、保育所、地域型保育

- 施設型給付については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、**居住市町村**から法定代理受領する仕組みとする(保育料等は施設が利用者から徴収)。私立保育所については右下図※印
- 契約については、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とし、施設の利用の申込みがあったときは、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。私立保育所については右下図※印
- 入園希望者が定員を上回る場合は「正当な理由」に該当するが、この場合、施設は、国の選考基準に基づき、選考を行う。

※ 1号認定子どもについては、施設の設置者が定める選考基準(選考方法)に基づき選考することを基本とする。2号・3号認定子どもについては、定員以上に応募がある場合、優先利用に配慮しつつ、保育の必要度に応じて選定する。



保育の必要性の認定

1. 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み。
- 保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」(保護者の就労、疾病など)、②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量)について、国が基準を設定。

2. 「事由」について

- 給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。

現行の「保育に欠ける」事由

- 以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること
- ① 昼間労働することを常態としていること(就労)
- ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害)
- ④ 同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護)
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること(災害復旧)
- ⑥ 前各号に類する状態にあること。(その他)

新制度における「保育の必要性」の事由

- 以下のいずれかの事由に該当すること
※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能
- ① 就労
・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動 ・起業準備を含む
- ⑦ 就学 ・職業訓練校等における職業訓練を含む
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

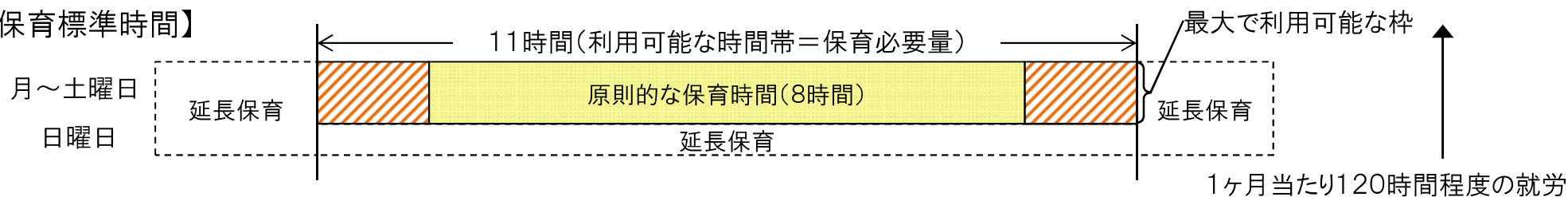
3. 「区分」について

- 保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定。
- この2つの区分の下、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定。

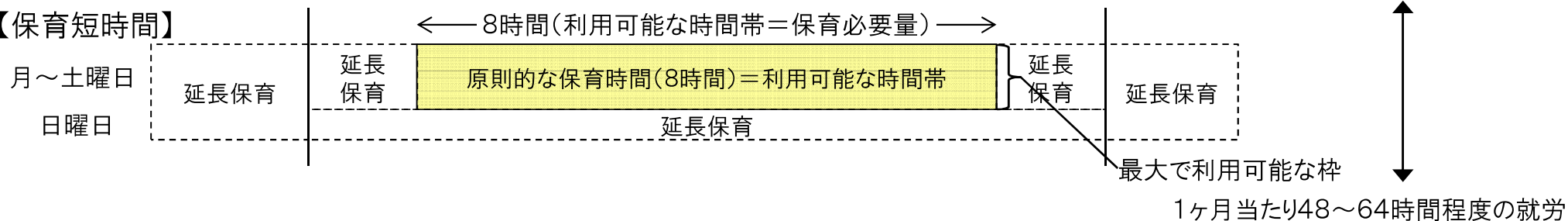
[保育必要量のイメージ](一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合)

※開所時間は市町村、施設・事業ごとに定める

【保育標準時間】



【保育短時間】



(参考)平成26年1月15日子ども・子育て会議「保育の必要性の認定に関する基準案取りまとめに当たっての附帯意見」

- (前略)新たな基準に基づく保育の実施に当たっては、保護者が、その就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすることが制度の趣旨であることを周知し、共通認識とすること。
- (前略)保育の必要性の認定の対象となり得る子どもに対する幼稚園の預かり保育・一時預かりを含め、多様な提供手段が選択肢として確保されるとともに、それぞれの提供手段に対する支援が適切に行われるようにすること。
- (前略)柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備や、父親も子育てができる働き方の実現、事業主の取組の社会的評価の推進などの施策を積極的に進めていくこと。

共働き等家庭の子どもが幼稚園を利用する場合の支給認定等

11月25日子ども・子育て会議
資料を一部改変

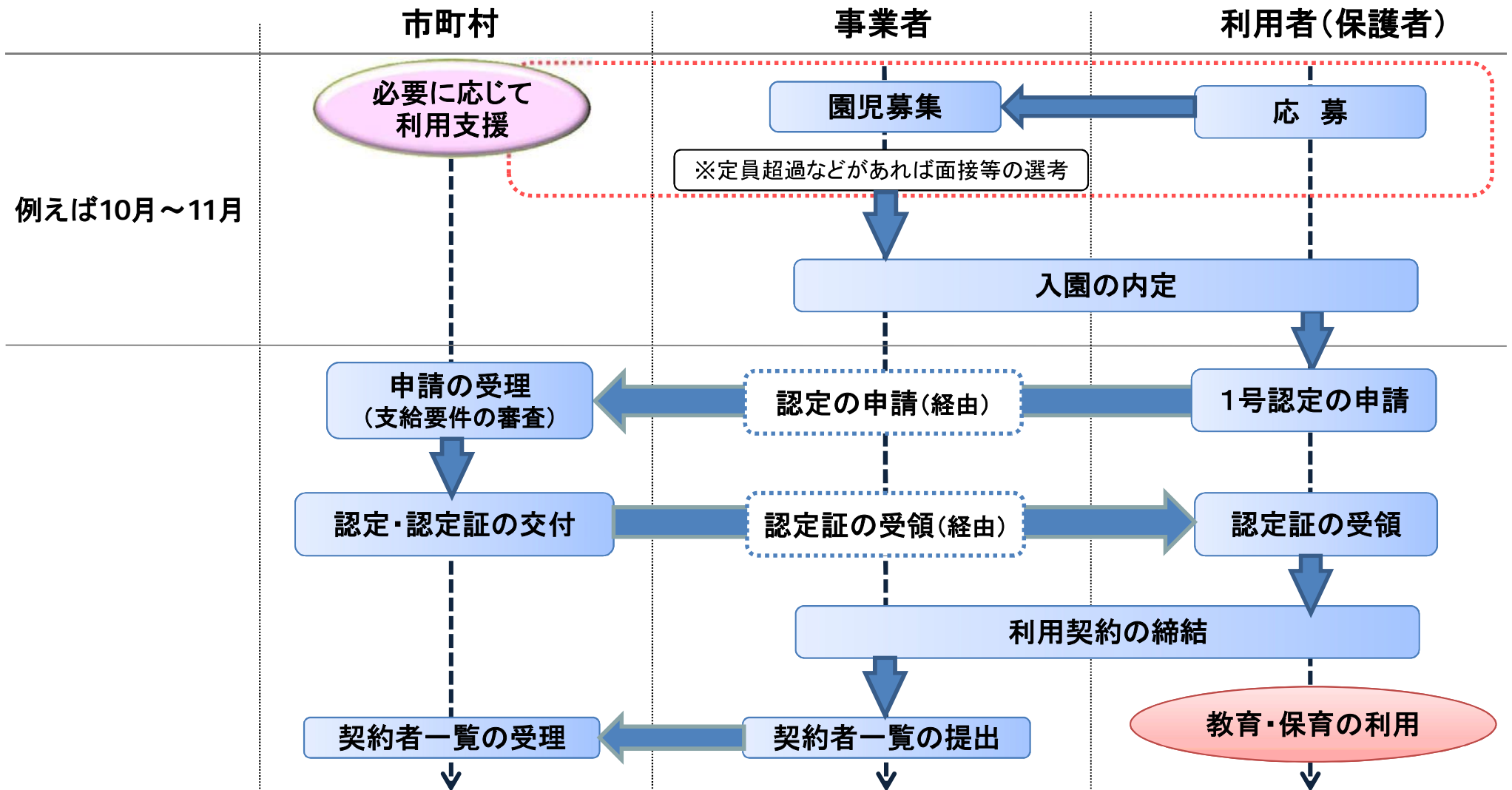
保護者の利用希望等		支給認定の申請	通常の教育時間	預かり保育
新規に支給認定を受ける場合	●幼稚園等※1のみを希望	1号(入園内定施設を通じて申請)	施設型給付(1号)の対象	一時預かり事業
	●幼稚園等と保育所等※2の両方を希望(併願) ①利用調整の結果、入所待機となったため、併願し内定していた幼稚園に入園 ②利用調整の結果、入所可能な保育所等を示されたが、併願し内定していた幼稚園が最も希望に合致したため、幼稚園に入園 ●保育所等のみを希望 ③通園可能な域内に保育所等がなかったため、幼稚園の利用を申し込んで入園 ④利用調整の結果、入所待機となったため、幼稚園の利用を申し込んで入園	2号	特例施設型給付(2号)の対象	
保育認定を既に受けている場合 ①小規模保育の卒園者が入園、②転居により保育所等から転園		既に受けている2号認定をそのまま活用		

入園後、一定期間内に保育所等への転園の希望の有無を確認。希望がない場合は1号認定へ変更することが考えられる。

- ※1 幼稚園等：幼稚園又は認定こども園(教育標準時間認定(1号認定)の利用定員)
 ※2 保育所等：保育所又は認定こども園(満3歳以上・保育認定(2号認定)の利用定員)

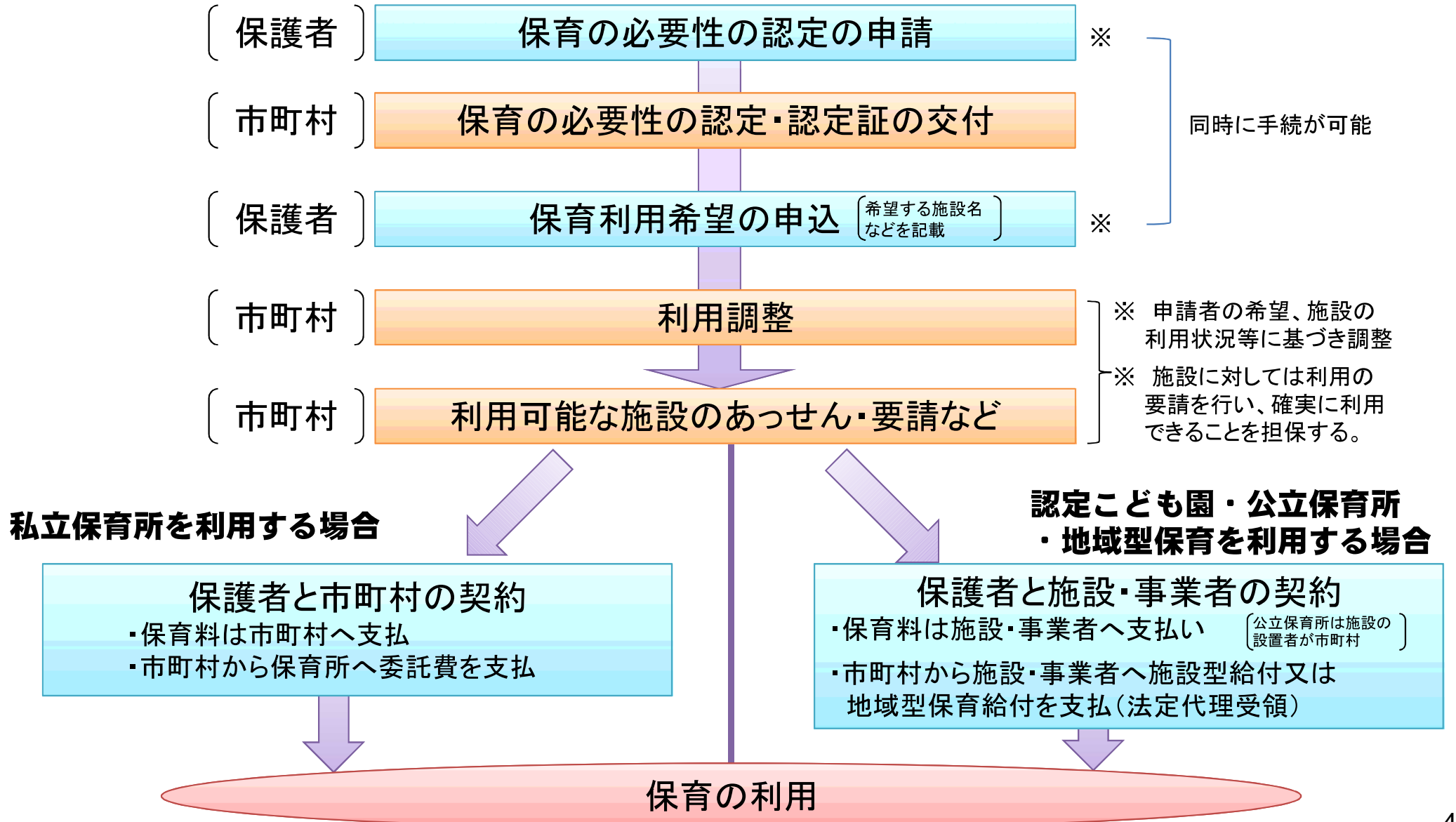
教育標準時間認定の子どもに係る簡素な利用手続

- 教育標準時間認定(1号認定)については、施設(幼稚園・認定こども園)を利用するに当たって、保護者が市町村に認定申請を行い、支給認定及び支給認定証の交付を受けることが必要となる。
 - * 保護者の就労状況等の提出・審査は要さない。
 - * 市町村による利用調整(児童福祉法)の対象ではないが、利用のあっせん(子ども・子育て支援法)の対象。
- 市町村・保護者の事務負担軽減や現行の園児募集との整合性の観点から、幼稚園就園奨励費の事務を参考に、保護者が入園予定の施設を通じて、市町村に認定申請を行い支給認定証の交付を受ける手続を基本とする方向で検討中。



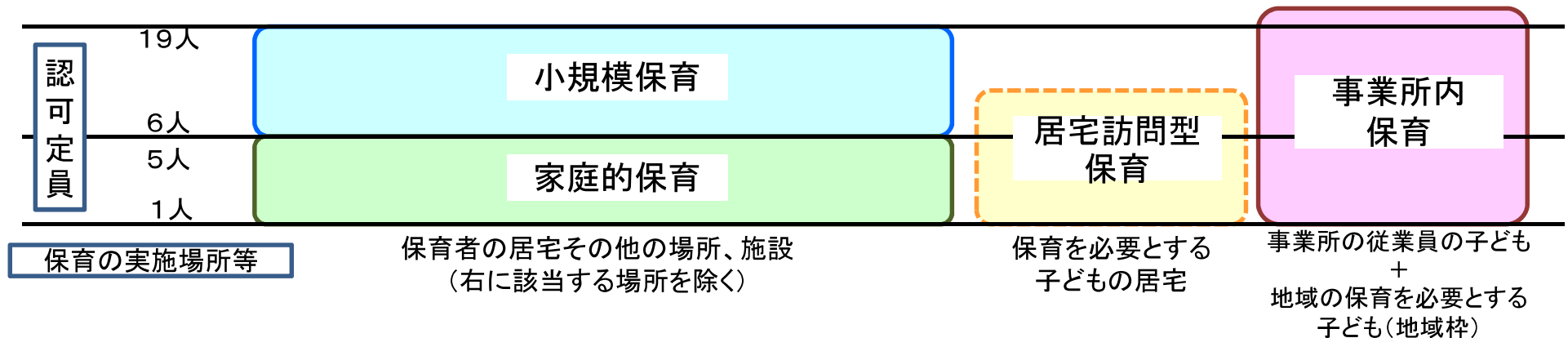
保育認定の子どもに係る利用手続

- 当面の間、保育認定(2号・3号認定)の子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。
- 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者との間の契約とする。
- 私立保育所は市町村と利用者との間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。



地域型保育給付の創設

- 施設型給付に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとする。
 - ◇ 小規模保育(利用定員6人以上19人以下)
 - 複数の認可基準を設け、保育所分園に近い類型、家庭的保育に近い類型、中間的な類型の3類型とする
 - ◇ 家庭的保育(利用定員5人以下)
 - ◇ 居宅訪問型保育
 - ◇ 事業所内保育(主として従業員のほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)
- 待機児童が都市部に集中し、また待機児童の大半が満3歳未満の児童であることを踏まえ、こうした小規模保育や家庭的保育などの量的拡充により、待機児童の解消を図る。
 - 併せて、郡部などの児童人口減少地域等においても、地域における子育て支援基盤を維持していく。
 - ※卒園後(3歳以上児)の受け皿や学校教育・保育内容に関する支援のため、幼稚園、保育所、認定こども園の連携施設の設定が法令上位置付け。
 - ※郡部など、他に学校教育・保育の施設がない地域を中心に、3歳以上児の特例的な利用も想定。
- 小規模保育、家庭的保育など、事業それぞれの特性に応じた客観的な認可基準を設定し、質の確保を図る。また、認可の仕組みについては、大都市部の保育需要に対して、機動的に対応できる仕組みとする。
- 保育の必要性の認定、公的契約、市町村の関与、給付の支払方法などは、施設型給付と同様とする。
 - ※公定価格についても、施設型給付と併せて検討。



小規模保育事業の認可基準イメージ

- 小規模保育事業については、多様な事業からの移行を想定し、A型(保育所分園、ミニ保育所に近い類型)、C型(家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型)、B型(中間型)の3類型を設け、認可基準を設定する。
- 特に、B型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としているが、同時に、小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて、質の確保を図る。
- また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定を検討することで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしていく。

<主な認可基準>

		保育所	A型(分園型)	B型(中間型)	C型(グループ型)
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名	0~2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)
	資格	保育士 ※保健師又は看護師の特例有(1人まで)	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。	1/2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳~2歳児 いずれも1人当たり3.3㎡
処遇等	給食	自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員

- ※ 小規模保育事業については、小規模かつ0~2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。
- ※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。
- ※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。

教育基本法上の「法律に定める学校」(第6条)

- ①「公の性質」を有し、
- ②教育を受ける者の心身の発達に応じた「体系的・組織的な教育」を行う。

◎教育基本法 一抄一

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。(以下略)

学校教育法に定めるもの

幼稚園	中等教育学校
小学校	特別支援学校
中学校	大学
高等学校	高等専門学校

学校教育を提供

学校

認定こども園法に定めるもの

幼保連携型認定こども園

※ 既存の幼稚園から移行した場合、「幼稚園」の名称を用いることができる。

学校教育・保育を提供

学校・児童福祉施設
両方の性格

新たな幼保連携型認定こども園の具体的制度設計について

	主な内容
設置主体	国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人 ※既存の附則6条園の設置者が幼保連携型認定こども園を設置する場合の経過措置あり
認可主体等	都道府県知事（公立）届出（私立）認可 大都市（指定都市・中核市）に権限を移譲 指定都市・中核市が認可をする場合、市長は、あらかじめ、都道府県知事との協議を行う。 ※欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可を行う。
監督	立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令、認可の取消し
審議会の意見聴取	（公立）事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取 （私立）設置認可、認可の取消し、事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取
所管・教育委員会の関与	公立・私立を問わず、地方公共団体の長が一体的に所管 （公立）地方公共団体の長が事務を管理・執行するに当たり教育委員会の意見を聴く等の関与 （公立・私立）知事は、必要と認めるとき、教育委員会に助言・援助を求めることができる
教育・保育内容の基準	「幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）」を定める。 ※幼保連携型以外の類型の認定こども園（幼稚園型・保育所型・地方裁量型）についても、当該基準を踏まえて幼児期の学校教育・保育を行わなければならない。
設置基準	現行の幼保連携型認定こども園の基準を基礎とする。 ※ 学校としての基準（学級担任制、面積基準等）と児童福祉施設としての基準（人員配置基準、給食の実施等）を併せ持つ基準を適用し、質の高い学校教育・保育を保障する。 ※ 職員配置基準（学級編制基準）の引上げ等を検討
配置職員	園長、保育教諭 ^(※) 、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員 → 必置 副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭等 → 任意配置 ※保育教諭は、幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有することを原則 （施行後5年間の経過措置あり。免許・資格の併有促進のための経過措置も実施）

	(続き)
公立の職員の身分	(公立)基本的に教育公務員特例法に規定する教育公務員としての取扱い
研修	(公立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)、研修機会の付与、職専免研修等 (私立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)
政治的行為の制限	(公立)[施設]政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項) [教員]国家公務員と同様の制限(所属地方公共団体内外にかかわらず制限) (私立)[施設]政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項)
評価・情報公開	自己評価 → 義務 関係者評価・第三者評価 → 努力義務
保健	保健計画策定、保健室設置、健康診断、出席停止制度、臨時休業制度
災害共済給付	対象とする
名称使用制限	幼保連携型認定こども園以外の施設が「幼保連携型認定こども園」という名称又は紛らわしい名称を用いてはならない
税制	現行の幼稚園・保育所に対する措置を踏まえ、平成25年度以降の税制改正要望を通じて検討。

(主な経過措置等)

- ・ 現行の幼保連携型認定こども園について、新たな幼保連携型認定こども園の認可を受けたものとみなす。
- ・ 新法の施行前までに学校法人以外で私立幼稚園を設置する者については、当分の間、一定の要件を満たせば、その設置する私立幼稚園を廃止して幼保連携型認定こども園を設置することができる。
- ・ 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者に対して、所要の経過措置を講ずる。
- ・ 既存の幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行した場合、その幼保連携型認定こども園の名称中に「幼稚園」という文字を用いることができる。
- ・ その他の関係法令の適用についても、現行の幼稚園、保育所及び認定こども園からの円滑な移行に配慮して、関係規定を整理する。
- ・ 幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一本化を含め、その在り方について検討する。

新たな幼保連携型認定こども園の認可基準イメージ

1. 基本的な考え方

- 学校かつ児童福祉施設たる「単一の施設」としての幼保連携型認定こども園にふさわしい「単一の基準」とする。
- 既存施設(幼稚園、保育所、認定こども園)からの円滑な移行を確保するため、設備に限り、一定の移行特例を設ける。なお、法施行までに認定を受けた幼保連携型認定こども園については、みなし認定となり、設備について、現行基準を適用する。

2. 設置パターン別の基準案

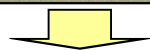
施設の設置パターン	基本的考え方	主な基準案
<p>【新設】のパターン 新規に新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合</p>	<p>・幼稚園又は保育所の高い水準を引き継ぐ。</p>	<p>〈学級編制・職員配置基準〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上の子どもの教育時間は学級を編制し、専任の保育教諭を1人配置。 ※具体的な職員配置基準は、公定価格の議論において検討。 <p>〈園長等の資格〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、教諭免許状と保育士資格を有し、5年以上の教育職・児童福祉事業の経験者 ・ただし、これと同等の資質を有する者も認める。(設置者が判断する際の指針を示す) <p>〈園舎・保育室等の面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上の園舎面積は幼稚園基準(3学級420㎡、1学級につき100㎡増) ・居室・教室面積は、保育所基準(1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人) <p>〈園庭(屋外遊戯場、運動場)の設置〉※名称は「園庭」とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園庭は同一敷地内又は隣接地に必置とし、面積は、①と②の合計面積 <ul style="list-style-type: none"> ①満2歳の子どもについて保育所基準(3.3㎡/人) ②満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準(3学級400㎡、1学級につき80㎡増)と保育所基準のいずれか大きい方 <p>※代替地は面積算入せず。一定条件を満たす屋上は例外的に算入可とする。</p> <p>〈食事の提供、調理室の設置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供範囲は、保育認定を受ける2号・3号子ども(1号子どもへの提供は園の判断)。 ・原則自園調理。満3歳以上は現行の保育所と同じ要件により外部搬入可。

施設の設置パターン	基本的考え方	主な基準案
<p>【既存の幼稚園・保育所からの移行】のパターン</p> <p>既設の幼稚園(幼稚園型認定こども園)又は保育所(保育所型認定こども園)を基に、新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な運営が確保されている施設に限り、新たな基準に適合するよう努めることを前提として、「設備」に関して、移行特例を設ける。 ・確認制度における情報公表制度において、移行特例の適用状況を公表し、努力義務を実質的に促す。 ・施行10年経過後に、設置の状況等を勘案し、移行特例の内容等を改めて検討。 	<p>〈園舎面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所からの移行の場合→保育所基準(1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人)で可。 ・幼稚園からの移行の場合→幼稚園基準(3学級420㎡、1学級につき100㎡増)で可。 <p>〈園庭の設置・面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所からの移行の場合→保育所基準(満2歳以上3.3㎡/人)で可。 ・幼稚園からの移行の場合→幼稚園基準(3学級400㎡、1学級につき80㎡増)で可。 <p>〈園庭の設置・面積(代替地・屋上)〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満2歳の子どもの必要面積に限り、一定要件のもと、代替地・屋上の算入可。
<p>【現行の幼保連携型認定こども園からの移行】のパターン</p> <p>法律上新たな幼保連携型認定こども園の設置認可を受けたものとみなされる場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな基準に適合するよう努めることを前提に、「設備」に関して、現行の幼保連携型認定こども園の基準によることを認める経過措置(法律の附則) 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備に関して、現行の幼保連携型認定こども園の設備基準によることを認める。(学級編制、職員配置や運営などについては、新設と同じ基準)

幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定について

策定の趣旨

○全ての子どもに質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供を行うため、改正後の認定こども園法第10条に基づき、幼保連携型認定こども園の教育課程その他教育及び保育の内容に関する基準として策定（平成25年度中に告示予定）



中央教育審議会教育課程部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議で検討
《平成26年1月16日の第5回会議で策定の方向性について報告》

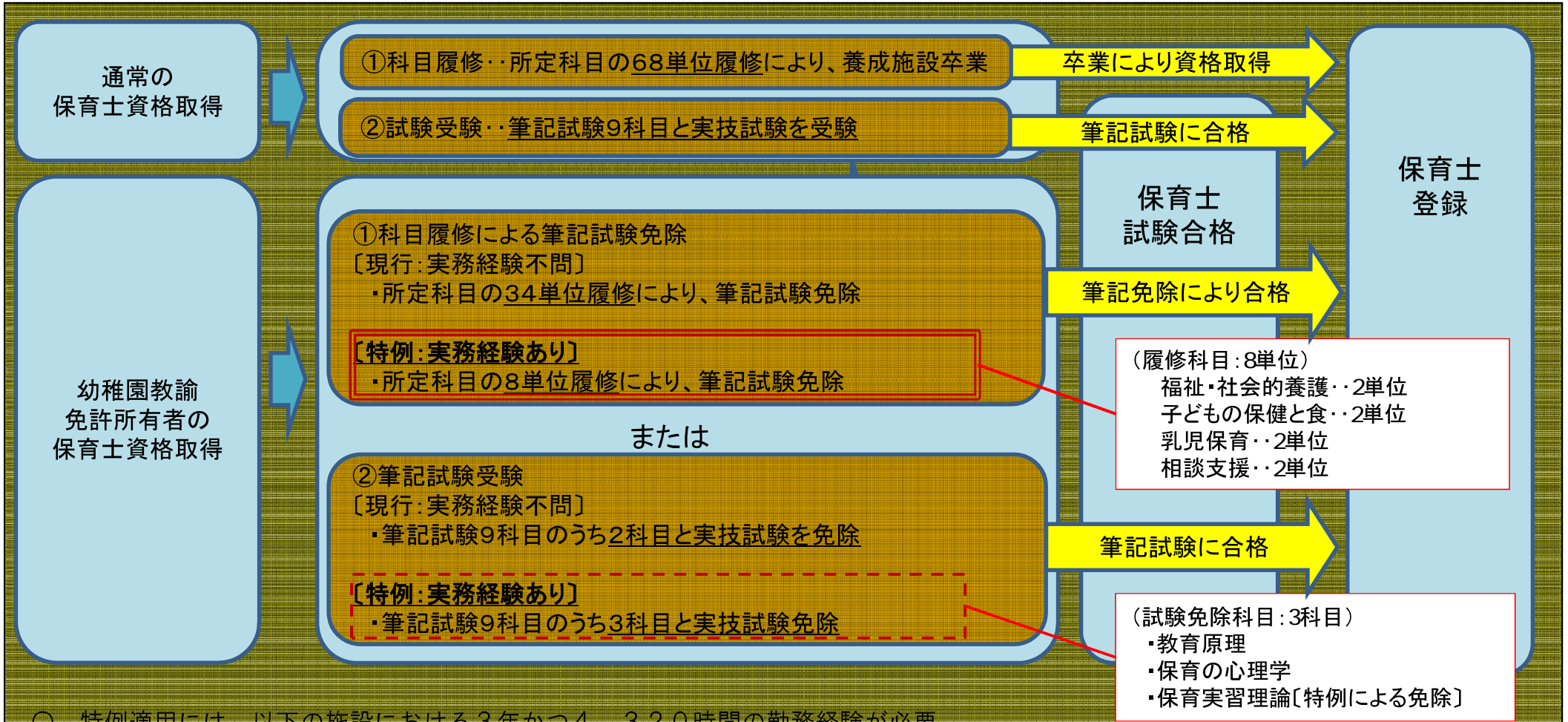
策定に当たっての基本的考え方

- 幼稚園教育要領と保育所保育指針との整合性を確保
 - ※教育の内容については、現行の幼稚園教育要領の内容を基本に策定
《健康・人間関係・環境・言葉・表現の5領域を維持し、ねらい・内容・内容の取扱いで構成》
 - ※保育の内容については現行の保育所保育指針の内容を基本に策定
《養護のねらいや内容、乳児・3歳未満児の保育の配慮事項について規定》
- 小学校における教育との円滑な接続に配慮
 - ※乳幼児期にふさわしい生活を通じ、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う
- 認定こども園として特に配慮すべき事項を考慮
 - ※入園時期や在園時間の違い等に配慮し、生活の連続性や生活リズムの多様性に配慮した教育及び保育を実施

保育士資格の取得の特例の概要

- 幼稚園教諭免許・保育士資格の併有を促進するために、実務経験を有する幼稚園教諭の保育士資格取得について、履修科目・試験科目を軽減する特例を設ける。

※保育所で働く保育士の75%が幼稚園教諭免許を併有
 ※新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から5年後までの特例



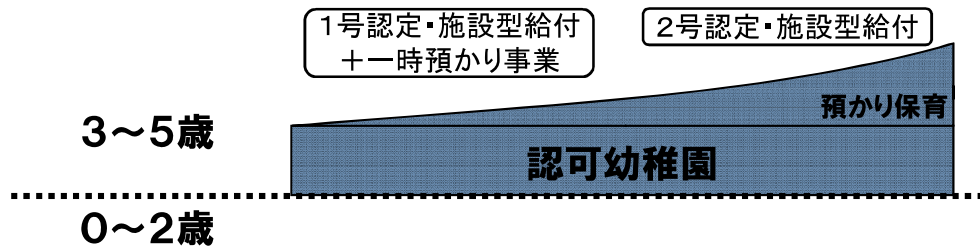
- 特例適用には、以下の施設における3年かつ4,320時間の勤務経験が必要
 [6時間×20日×3年(36か月)=4,320時間]

・幼稚園、認定こども園、保育所、特別支援学校幼稚部、へき地保育所、認可外保育施設(認可外保育施設指導監督基準を満たし、一定規模の集団により、継続的に保育を行う施設)、幼稚園併設型認可外保育施設

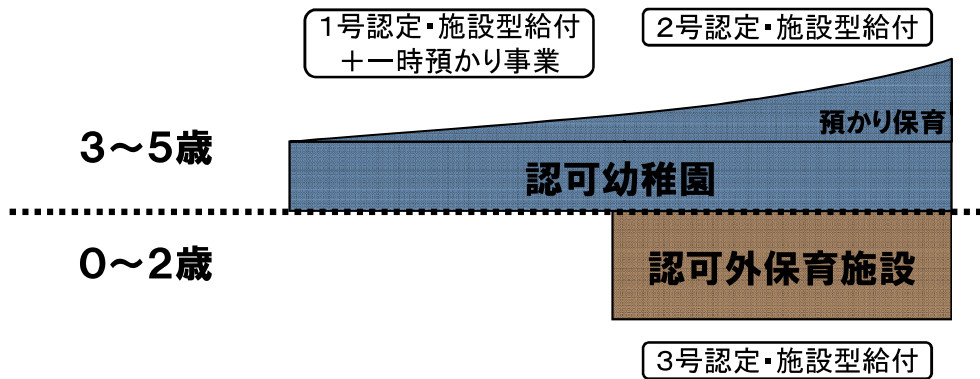
幼稚園型認定こども園の諸類型

○ 幼稚園型認定こども園は、施設体系の制度改正はなく、具体的な認定要件や申請手続は基本的に現行どおり。

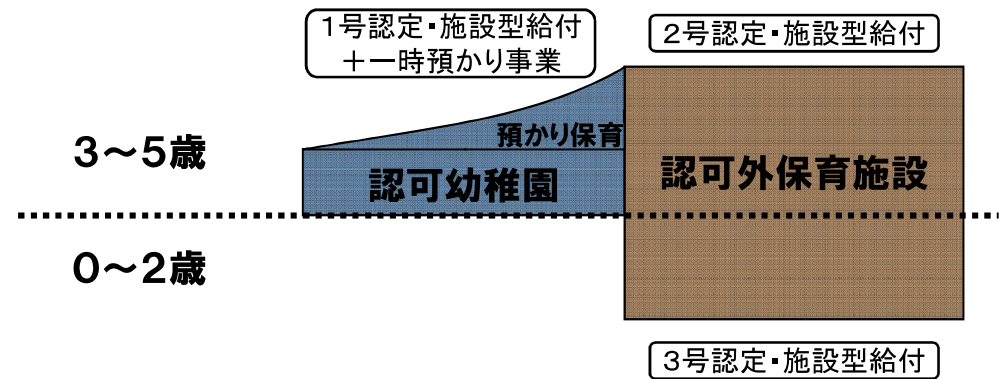
●幼稚園型認定こども園：単独型



●幼稚園型認定こども園：接続型



●幼稚園型認定こども園：並列型



※0～2歳児の受入れは必須ではない。

※認可外保育施設は幼稚園と緊密に連携して運営(合同保育)。

(各類型共通)

- 保育を必要とする子どもの保育は保育士有資格者。なお、満3歳以上児については、保育士有資格者の配置が困難なときは、保育士の資格取得に向けた努力を行っている幼稚園教諭の配置可
- 保育を必要とする子どもに提供する食事を調理するための調理室は必置。なお、満3歳以上児については、給食の外部搬入可(加熱・保存等の設備を備えた調理室で足りる)
- 満3歳未満児の保育室・ほふく室等は、保育所と同等の基準面積
- 接続型・並列型で幼稚園に併設される認可外保育施設は、児童福祉法の届出対象外(児童福祉法施行規則第49条の2第4号)

認定こども園等に対する財政措置の概要

現行制度

幼保連携型認定こども園

運営費

- 幼稚園: 私学助成(一般補助+特別補助) ※満3歳以上就園児
- * 長時間預かり保育: 国1/2補助、県1/4補助、市町村1/4補助(安心こども基金(認定こども園事業費))

単価(月額): 2歳児(46,000円)、3歳児(11,000円)、4歳以上児(9,000円)

- 保育所(保育所運営費): 国1/2負担、県1/4負担、市町村1/4

施設整備費

- 幼稚園: 国1/3補助(条件を満たす場合 1/2補助)(私立学校施設整備費補助) 国1/2補助(安心こども基金(幼稚園耐震化促進事業))
- 保育所: 国1/2補助、市町村1/4補助(安心こども基金(保育所緊急整備事業))

幼稚園型認定こども園

運営費

- 幼稚園: 私学助成(一般補助+特別補助) ※満3歳以上就園児
- * 長時間預かり保育: 国1/2補助、県1/4補助、市町村1/4補助(安心こども基金(認定こども園事業費))

単価(月額): 2歳児(46,000円)、3歳児(11,000円)、4歳以上児(9,000円)

- 保育所機能部分: 国1/2補助、県1/4補助、市町村1/4補助(安心こども基金(認定こども園事業費))

単価(月額): 乳児(107,000円)、1・2歳児(57,000円)、3歳児(22,000円)、4歳以上児(18,000円)

施設整備費

- 幼稚園: 国1/3補助(条件を満たす場合 1/2補助)(私立学校施設整備費補助) 国1/2補助(安心こども基金(幼稚園耐震化促進事業))
- 保育所機能部分: 国1/2補助、市町村1/4補助(安心こども基金(認定こども園整備事業))

長時間預かり保育を実施する幼稚園 (待機児童解消加速化プラン実施市町村のみ)

運営費

- 私学助成(一般補助+特別補助) ※満3歳以上就園児
- * 長時間預かり保育: 定額(安心こども基金(認可外保育施設運営支援事業C型)) ※保育に欠ける児童

単価(月額): 乳児(107,000円)、1・2歳児(57,000(46,000)円)、3歳児(11,000円)、4歳以上児(9,000円)

- 施設整備費: 2,000万円以内 国2/3補助、市町村1/12補助(安心こども基金(認定こども園整備事業))

新制度施行後

幼保連携型認定こども園 幼稚園型認定こども園

運営費・施設整備費 → 施設型給付

- ・「施設型給付」は、市町村から保護者に対する個人給付を施設が代理受領
- ・「施設型給付」の額は、受け入れる子どもの認定区分(教育標準時間認定、保育認定)等に応じた運営費、減価償却費等
- ・子ども1人当たりの月額単価(公道価格)は、定員規模別、地域別など、施設の状況に着目して価格設定
- ※ 緊急に対応する必要がある施設の耐震化等に対する補助については、今後検討。

(注)

1. 私学助成の単価は都道府県により異なる(国の平成25年度予算での一般補助の単価は、国庫補助は22,800円/年・人、地方交付税は150,900円/年・人(標準団体規模の交付税単価))
2. 安心こども基金による財政支援の対象となるためには、従来は原則1歳以上の子どもの受入れが必要だったが、平成25年度から撤廃(10/18付要綱改正)
3. 2歳児のうち満3歳就園児に対する安心こども基金の単価は私学助成(一般補助)の対象部分が控除。また、私学助成(預かり保育補助)は、安心こども基金による配置職員部分が控除。

(参考)

1. 保育所型認定こども園は、保育所の財政措置及び、幼稚園機能部分については安心こども基金から月額13,000円(国1/2、県1/4、市町村1/4)の財政措置。
2. 地方裁量型認定こども園については、一部交付税措置されているが、国の事業・安心こども基金による財政措置なし。

5年以内に認定こども園に移行し認可・認定基準を満たすことが必要

※11時間の開園、土曜・長期休業中の原則開園、保育所基準に準じた幼稚園教諭又は保育士の配置(3歳未満児は保育士)

平成25年度補正予算案・平成26年度予算案における各事業ごとの状況

1. 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備【ハコ】		3. 小規模保育事業など新制度の先取り	
保育所緊急整備事業 *	安心こども基金で実施 (13万人分の整備費確保) *の事業については、プランに参加 する場合、補助率嵩上げ (1/2→2/3)	小規模保育運営支援事業	保育緊急確保事業で実施 (6万人分の運営費確保)
賃貸物件による保育所整備事業 *		グループ型小規模保育事業	
小規模保育設置促進事業 *		幼稚園における長時間預かり保 育支援事業	
幼稚園預かり保育改修事業 *		認定こども園事業費	
家庭的保育改修事業 *		認可化移行運営費支援	
認可化移行支援事業(改修費等) *		家庭的保育事業	
認定こども園整備費	都道府県分:安心こども基金 市町村分:保育緊急確保事業 で実施	利用者支援事業	
民有地マッチング事業			
2. 保育を支える保育士の確保【ヒト】		4. 認可を目指す認可外保育施設への支援	
保育士養成施設新規卒業者の確保	安心こども基金で実施	認可化移行支援事業 (改修費等)【再掲】	安心こども基金で実施
保育士の就業継続支援		認可化移行可能性調査費	都道府県分:安心こども基金 市町村分:保育緊急確保事業 で実施
「保育士・保育所支援センター」の設置・運営		運営費支援【再掲】	保育緊急確保事業で実施
再就職前研修の実施		移転費用、仮設費用等	
職員用宿舍借り上げ支援		資格取得支援【再掲】	安心こども基金で実施
認可外保育施設従事者の資格取得支援			
修学資金貸付			
幼稚園教諭免許状を有する者及び保育所等 従事者の保育士資格取得支援(新規)	安心こども基金で創設	5. 事業所内保育施設への支援【労働保険特別会計】	
保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状を 有する者の資格取得(新規)		助成要件を緩和	自社労働者の子どもが1人以上いる こと、かつ、雇用保険被保険者の子 どもが半数以上いることに緩和
保育士の処遇改善	保育緊急確保事業で実施		
保育体制の強化(新規)	保育緊急確保事業で創設		

地域子ども・子育て支援事業について

- ・市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施する。（子ども・子育て支援法第59条）
- ・国又都道府県は同法に基づき、事業を実施するために必要な費用に充てるため、交付金を交付することができる。

【対象事業】

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【子ども・子育て会議等での主な取りまとめ事項】

事業名	主な取りまとめ事項（詳細は別紙参照）
利用者支援事業	新規事業となるため、事業内容を検討。①基本型、②特定型を創設。
一時預かり事業	事業の普及を図るため、事業類型等を見直し、①一般型（基幹型加算）、②余裕活用型、③幼稚園型、④訪問型に再編。
放課後児童クラブ	事業の実施にあたっての設備運営に関する基準の方向性を了承。 ※社会保障審議会児童部会「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」にて検討し、当会議に報告された。

一時預かり事業(幼稚園型(仮称))の創設

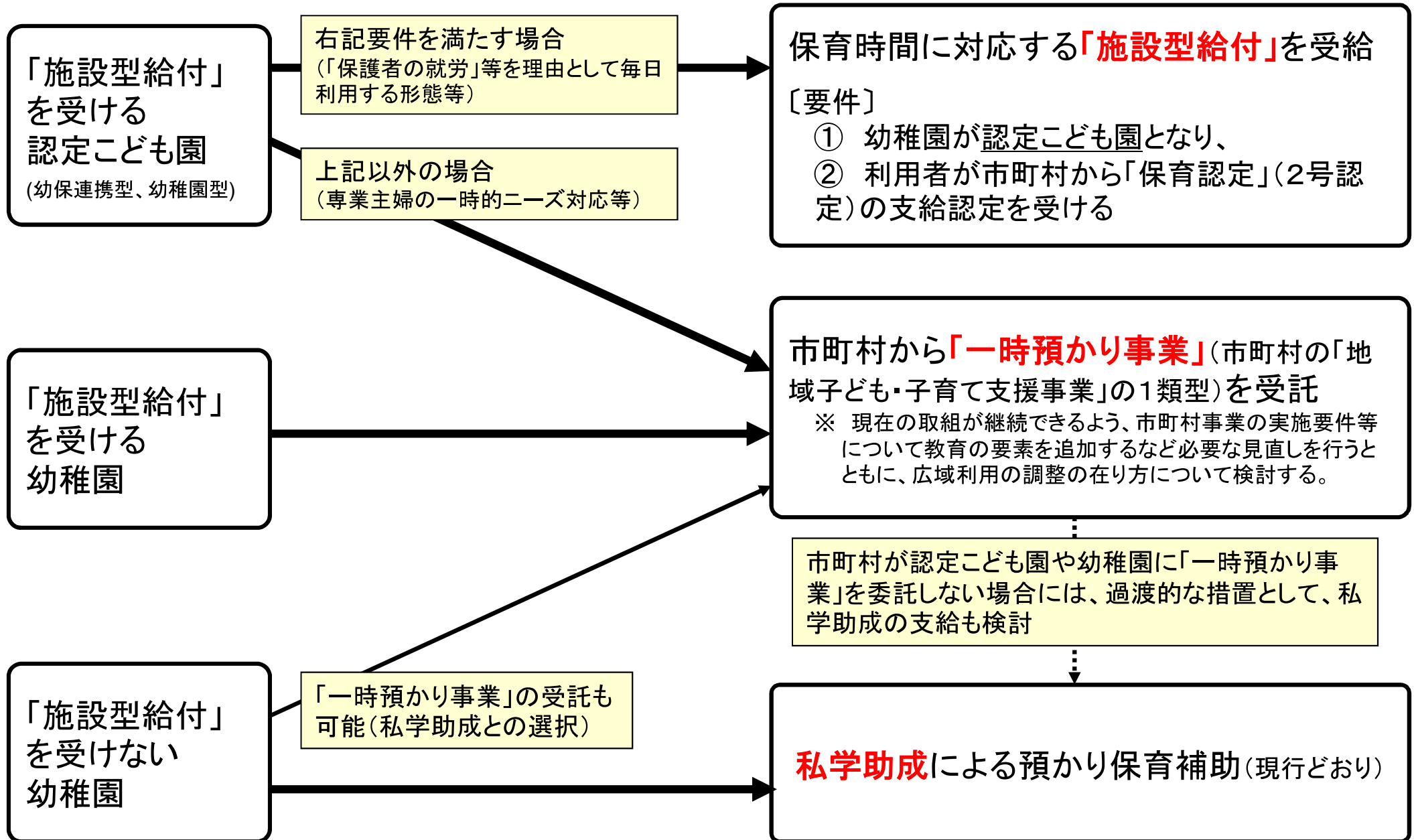
幼稚園の「預かり保育」については、私学助成等から円滑な移行ができるよう、幼稚園等が主に園児(教育標準時間認定の子ども(1号認定子ども))を対象に行う「**幼稚園型一時預かり事業**」(仮称)を創設

		「幼稚園型」の要件等									
実施主体		市町村 (子ども・子育て支援法に基づく「 地域子ども・子育て支援事業 」として実施)									
実施場所		幼稚園又は認定こども園									
対象児童		在籍園児 (教育標準時間認定(1号認定)の子ども) ※ 保育認定の子どもは、通常の教育時間、預かり保育とも一括して施設型給付の対象園児以外の子どもの一時的預かりも併せて実施可									
職員	職員数	認可保育所と同じ <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>0歳児</td> <td>3:1</td> <td>1・2歳児</td> <td>6:1</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>20:1</td> <td>4歳以上児</td> <td>30:1</td> </tr> </table> 2人以上の配置を求めるが、幼稚園等の職員(保育士又は幼稚園教諭)からの支援を受けられる場合は、1人で可	0歳児	3:1	1・2歳児	6:1	3歳児	20:1	4歳以上児	30:1	
	0歳児	3:1	1・2歳児	6:1							
3歳児	20:1	4歳以上児	30:1								
資格	保育士又は 幼稚園教諭(3歳以上児に限る)										
設備・面積	保育室等	認可保育所と同じ <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>2歳以上児</td> <td>保育室又は遊戯室</td> <td>1.98㎡/人</td> </tr> <tr> <td>2歳未満児</td> <td>乳児室</td> <td>1.65㎡/人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ほふく室</td> <td>3.3㎡/人</td> </tr> </table> など ※ 通常の教育時間終了後等の保育室又は遊戯室で可	2歳以上児	保育室又は遊戯室	1.98㎡/人	2歳未満児	乳児室	1.65㎡/人		ほふく室	3.3㎡/人
2歳以上児	保育室又は遊戯室	1.98㎡/人									
2歳未満児	乳児室	1.65㎡/人									
	ほふく室	3.3㎡/人									
補助単価		一時預かり事業の多の類型や公定価格との整合性を踏まえ検討									
実施形態		利用者の 居住市町村が園に委託等して実施 (当該市町村域外に所在する園も含む)することを基本とする(関係市町村間で調整が付く場合は、施設所在市町村が実施可) ※施設型給付と同様の形態									
その他		事業開始時に都道府県知事に事前の届出(児童福祉法第34条の12)									

(参考)

- 一時預かり事業(安心こども基金)・・・現行は保育所型と地域密着型の2類型があり、1,165市区町村(全国の67%)、7,656か所(うち保育所型7,311か所)で実施(幼稚園の実績はほとんどなし)。
- 預かり保育推進事業(私学助成)・・・全都道府県で7,454園(私立幼稚園の94%)で実施。

幼稚園の「預かり保育」の新制度における取扱い



放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書の概要（平成25年12月25日）

経緯

- 昨年8月の児童福祉法一部改正により、放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準について、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例で定めることとされた。（改正後の児童福祉法第34条の8の2）
- 本年5月、社会保障審議会児童部会に「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」を設置し、省令で定める設備及び運営に関する基準について審議のうえ、12月25日に報告書が公表された。
- 今後、同報告書を踏まえ、年度内を目途に省令基準を策定する。

報告書の概要

1. 従事する者【従うべき基準】

- 資格の水準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項に該当する「児童の遊びを指導する者」であって、研修を受講した者とするのが適当。（一定の経過措置等についても検討）

2. 員数【従うべき基準】

- 職員は2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とするのが適当。

3. 児童の集団の規模【参酌すべき基準】

- 児童の集団の規模はおおむね40人までとするのが適当。
※児童数がおおむね40人を超えるクラブについては、複数のクラブに分割して運営することや、1つのクラブの中で複数の集団に分けて対応するよう努めることとし、国としてもおおむね40人規模のクラブへの移行を支援していくことが必要。

4. 施設・設備【参酌すべき基準】

- 専用室は児童の生活の場としての機能が十分に確保され、事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋と捉え、面積は「児童1人当たりおおむね1.65㎡以上」とするが適当。

5. 開所日数・開所時間【参酌すべき基準】

- 開所日数については、年間250日以上を原則とし、開所時間については、平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、それぞれ地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して事業を行う者が定めるものとするが適当。

6. その他の基準【参酌すべき基準】

- 「非常災害対策」、「虐待等の禁止」、「保護者・小学校等との連携等」、「事故発生時の対応」等について省令上に定めるのが適当。

7. その他（基準以外の事項）

- 市町村は、定員や待機児童の状況等を一元的に把握し、必要に応じ、利用についてのあっせん・調整等を行っていくことが必要。
- 利用ニーズの増加に対して優先順位を付けて対応する場合の考え方としては、「ひとり親家庭の児童」、「障害のある児童」、「低学年の児童」など発達の観点から配慮が必要と考えられる児童」などが考えられる。

国会附帯決議

子ども・子育て支援法案、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案及び子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

(平成24年6月26日 衆議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 制度施行までの間、安心こども基金の継続・充実を含め、子ども・子育て支援の充実のために必要な予算の確保に特段の配慮を行うものとする。
- 2 妊婦健診の安定的な制度運営の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。
- 3 幼児教育・保育の無償化について、検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。
- 4 新たな給付として創設される施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとする。
- 5 新たな給付として創設される施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育の普及に努めること。
- 6 放課後児童健全育成事業の対象として、保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知すること。

(1/1)

子ども・子育て支援法案、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案及び子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

(平成24年8月10日 参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 施設型給付等については、幼保間の公平性、整合性の確保を図るとともに、受け入れる子どもの数にかかわらず施設が存続していく上で欠かせない固定経費等への配慮が不可欠であることにも十分留意して、定員規模や地域の状況など、施設の置かれている状況を反映し得る機関補助的な要素を加味したものとし、その制度設計の詳細については関係者も含めた場において丁寧に検討すること。
- 2 施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の普及に努めること。
- 3 施設型給付、地域型保育給付等の設定に当たっては、三歳児を中心とした職員配置等の見直し、保育士・教員等の待遇改善等、幼稚園・小規模保育の〇から二歳保育への参入促進など、幼児教育・保育の質の改善を十分考慮するとともに、幼稚園や保育所から幼保連携型認定こども園への移行が進むよう、特段の配慮を行うものとする。
- 4 施設整備に対する交付金による支援については、現行児童福祉法第五十六条の二の規定に基づく安心こども基金からの施設整備補助(新設、修理、改造、拡張又は整備に要する費用の四分の三以内。耐震化その他の老朽化した施設の改築を含む。)の水準の維持を基本とすること。また、給付費・委託費による長期に平準化された支援との適切な組合せにより、それぞれの地域における保育の体制の維持、発展に努めること。

(1/3)

- 5 保育を必要とする子どもに関する施設型給付、地域型保育給付等の保育単価の設定に当たっては、施設・事業者が、短時間利用の認定を受けた子どもを受け入れる場合であっても、安定的、継続的に運営していくことが可能となるよう、特段の配慮を行うものとする。
- 6 大都市部を中心に待機児童が多数存在することを踏まえるとともに、地方自治体独自の認定制度が待機児童対策として大きな役割を果たしていることを考慮し、大都市部の保育所等の認可に当たっては、幼児教育・保育の質を確保しつつ、地方自治体が特例的かつ臨時的な対応ができるよう、特段の配慮をすること。
- 7 市町村による地域の学校教育・保育の需要把握や、都道府県等による認定こども園の認可・認定について、国として指針や基準を明確に示すことにより、地方公共団体における運用の適正を確保すること。
- 8 新たな幼保連携型認定こども園の基準は、幼児期の学校教育・保育の質を確保し、向上させるものとする。
- 9 現行の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園からの新たな幼保連携型認定こども園への移行の円滑化及び支援に配慮すること。
- 10 特別支援教育のための人材の確保と育成により幼児期の特別支援教育の充実を図ること。
- 11 安心こども基金については、その期限の延長、要件の緩和、基金の拡充等を図り、新制度施行までの間の実効性を伴った活用しやすい支援措置となるよう改善すること。その際には、現行の幼稚園型や保育所型の認定こども園における認可外部分に対して、安心こども基金が十分に活用されるよう、特に留意すること。
- 12 新制度により待機児童を解消し、すべての子どもに質の高い学校教育・保育を提供できる体制を確保しつつ、幼児教育・保育の無償化について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。当面、幼児教育に係る利用者負担について、その軽減に努めること。

(2/3)

- 13 施設型給付、地域型保育給付等の利用者負担は、保護者の所得に応じた応能負担とし、具体的な水準の設定に当たっては、現行の幼稚園と保育所の利用者負担の水準を基に、両者の整合性の確保に十分配慮するものとする。
- 14 施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとする。
- 15 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実に図るためには、一兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する〇・七兆円程度以外の〇・三兆円超について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において、財源の確保に最大限努力するものとする。
- 16 放課後児童健全育成事業をはじめとする地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組に応じて、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすること。
- 17 放課後児童健全育成事業の対象として、保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知すること。
- 18 妊婦健診の安定的な制度運営の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。
- 19 ワーク・ライフ・バランスの観点から、親が子どもとともに家族で過ごす時間や地域で過ごす時間を確保できるよう国民の働き方を見直し、家族力や地域力の再生と向上に取り組むこと。

右決議する。

(3/3)

幼児教育の無償化

「幼児教育無償化」について

平成25年6月6日
幼児教育無償化に関する
関係閣僚・与党実務者連絡会議

幼児教育無償化に関する今後の取組の基本方向は、下記のとおりとする。

記

幼児教育無償化は、「すべての子どもに質の高い幼児教育を保障すること」を目指すものである。この基本的考え方を踏まえ、以下の方針に基づき、「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、まずは「5歳児」を対象として無償化を実現することを視野に置いて、平成26年度から「段階的」に取り組むものとする。

(1) 幼児教育無償化に関する「環境整備」として、すべての子どもに対して、質の高い幼児教育を受ける機会の確保を図る必要がある。

このため、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートすることを視野に置いて、幼稚園と保育所の「負担の平準化」や「未就園児への対応」の観点を踏まえ、平成26年度から低所得世帯・多子世帯の負担軽減など無償化へ向けて取り組むとともに、「待機児童解消加速化プラン」を推進し、平成29年度末までに保育所の待機児童の解消を目指す。また、「幼児教育の質の向上」の観点から、「5歳児」について幼児教育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続を確保する取組を着実に進め、これらにより、「5歳児」について無償化を行う「環境整備」を行うものとする。

(2) 幼児教育無償化に関する「財源確保」に関しては、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートすること等諸般の状況を踏まえながら、幼児教育の更なる質の向上を図る観点から、新たな財源の確保方策について検討を行うものとする。

(3) 上記(1)、(2)の状況を踏まえ、3歳児から5歳児のうち、まずは5歳児を前提として、どのような対象・方法とすることが適切かどうかを総合的に検討し、無償化措置を図るものとする。

幼稚園就園奨励費補助における 低所得世帯・多子世帯の取扱い(現状)

		保護者負担の取扱い	園児数	
			うち保育所と取扱いが異なる部分	
低所得世帯	生活保護世帯	<公立> 年間 59,000円 (平均) <私立> 年間 78,800円 (平均) 保育所：負担なし(無償)	* 第1子の場合 ※保育料及び入園料を考慮した額 約0.3万人 (約0.2%)	同左
多子世帯	第3子特例	①幼稚園に同時就園している場合 負担なし(無償) ②兄・姉が小1～小3の場合 一定年収*以下の場合、負担なし(無償) 保育所(0～5歳)：負担なし(無償)	約3.1万人 (約2%)	約1.5万人 (約1%)
	第2子特例	①幼稚園に同時就園している場合 一定年収*以下の場合、第1子の半額 ②兄・姉が小1～小3の場合 一定年収*以下の場合、第1子の75% 保育所(0～5歳)：第1子の半額	約31.2万人 (約20%)	約28.2万人 (約18%)

(備考)「保護者負担の取扱い」欄中、平均的な年間負担額は、平均的な保育料等(公立79,000円(うち入園料1,000円)、私立308,000円(うち入園料52,000円)と推計)から、就園奨励費補助で措置されている額を控除した額。「一定年収」とは、公立の場合約270万円、私立の場合約680万円。

「園児数」欄の括弧内は、幼稚園就園児全体(約160万人)に占める割合。

幼児教育に係る保護者負担の軽減（無償化に向けた段階的取組）（幼稚園就園奨励費補助）

（平成25年度予算額	23,538百万円）
平成26年度予算額（案）	33,905百万円
（対前年度	10,367百万円増）

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育に係る保護者負担を軽減し、無償化に段階的に取り組む。平成26年度については、幼稚園と保育所の「負担の平準化」を図ることとし、「幼稚園就園奨励費補助」において低所得世帯と多子世帯の保護者負担の軽減を行う。

※幼稚園就園奨励費補助（補助率：1/3以内）

幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図る「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対し、国が所要経費の一部を補助する。

1. 低所得世帯の保護者負担軽減

保育所と同様に、生活保護世帯の保護者負担を無償にする。

（無償となるよう、保育料の全国平均単価「公立：79,000円、私立：308,000円」まで補助を可能にする。）

（階層区分）	（26年度）
【公立】生活保護世帯	79,000円（59,000円増）保護者負担を無償
市町村民税非課税世帯、 市町村民税所得割非課税世帯 （年収約270万円まで）	20,000円（前年度同額）
【私立】	
第Ⅰ階層：生活保護世帯	308,000円（78,800円増）保護者負担を無償
第Ⅱ階層：市町村民税非課税世帯 （市町村民税所得割非課税世帯を含む） （年収約270万円まで）	199,200円（前年度同額）
第Ⅲ階層：市町村民税所得割課税額 （77,100円以下）世帯（年収約360万円まで）	115,200円（前年度同額）
第Ⅳ階層：市町村民税所得割課税額 （211,200円以下）世帯（年収約680万円まで）	62,200円（前年度同額）

※金額は、第1子の場合の補助単価(年額)

※市町村民税所得割課税額(補助基準額)及び年収は、夫婦(片働き)と子供2人世帯の場合の金額であり、年収はおおまかな目安。

2. 多子世帯の保護者負担軽減の拡充

保育所と同様に、第2子の保護者負担を半額にした上で所得制限を撤廃し、第3子以降についても所得制限を撤廃する。

●幼稚園に同時就園している場合

第2子 0.5 **（所得制限を撤廃）**

第3子以降 0.0 **（所得制限を撤廃済）**

●小学校1～3年生の兄・姉がいる場合

第2子 0.75 → **0.5**

（保護者負担を半額、所得制限を撤廃）

第3子以降 0.0 **（所得制限を撤廃）**

※数値は、第1子の保護者負担割合を[1.0]とした場合の第2子以降の概ねの保護者負担割合である。

※無償となる保育料の上限は、保育料の全国平均単価（公立：79,000円、私立：308,000円）

幼稚園と保育所の保育料の比較(3歳以上児:年額)

- 幼稚園の保育料は、平均保育料等(公立施設年額7万9000円、私立施設年額30万8000円)から、所得階層区分ごとの幼稚園就園奨励費補助金額(国の基準額・第1子の場合)を引いた額が利用者負担額となる。
 - 保育所の保育料は、各市町村において、国の基準を参考に、所得に応じた利用者負担額を設定している。
- ※いずれも、所得区分の細分化や補助単価の引き上げ(額の引下げ)等を行っている市町村もある。

保育所と幼稚園の負担の平準化の観点から、平成26年度予算案により対応。

(単位:円)

公立幼稚園		私立幼稚園		保育所	
階層区分 (推定年収)	保育料	階層区分 (推定年収)	保育料	階層区分 (推定年収)	保育料
I	59,000 ↓ 0	I	78,800 ↓ 0	I	0
	59,000	II	108,800	II	72,000
就園奨励費支給対象外	79,000	III	192,800	III	198,000
		IV	245,800	IV	324,000 (保育単価限度)
		就支園給奨対象外	308,000	V	498,000 (保育単価限度)
		680万円～	VI	696,000 (保育単価限度)	
		270万円～	VII	924,000 (保育単価限度)	
		270万円～	VIII	1,212,000 (保育単価限度)	

(平成26年度予算額(案)ベース)

※保育所の保育料については、上記の保育料より各地域区分ごとの保育単価が下回る場合はその保育単価を限度とする。

(参考) 多子世帯の保護者負担の軽減 (幼稚園と保育所との比較)

幼稚園

所得制限: 原則あり(年収約680万円程度まで)

補助対象世帯 年収~約680万円

補助対象外世帯 年収約680万円~

保育所

所得制限: なし
(全世帯が対象)

A世帯

B世帯

C世帯

D世帯

E世帯

小4

※小4以上は カウントしない

小3

小2

小1

5歳

(年長)

4歳

(年中)

3歳

(年少)

2歳

※2歳以下は カウントしない

1歳

0歳

小4

小3

小2

小1

※小1以上はカウントしない

5歳

4歳

3歳

2歳

1歳

0歳



第1子 [1.0]



第2子 [0.5]
(半額)



第3子 [0.0]
(無償)



第2子 [0.75]
(25%減)
⇒ [0.5]



第3子 [0.0]
(無償)



第1子 [1.0]



第2子 [1.0]
⇒ [0.5]



第3子 [0.0]
(無償)



第1子



第2子 [1.0]
⇒ [0.5]



第3子 [1.0]
⇒ [0.0] (無償)



第1子 [1.0]



第2子 [0.5]
(半額)



第3子 [0.0]
(無償)

保育所と幼稚園の負担の平準化の観点から、平成26年度予算案により対応。

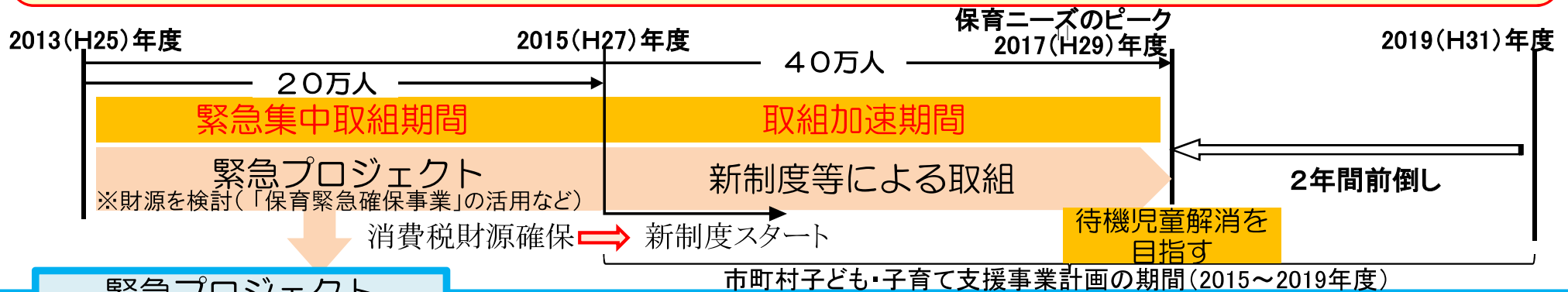
※ []内の数値は、第1子の保護者負担額を[1.0]とした場合の負担割合。

待機児童解消加速化プラン

待機児童解消加速化プラン

- ◆待機児童の解消に向け、2年後の子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、地方自治体に対し、できる限りの支援策を講じる。
- ◆足下2年間の「緊急集中取組期間」と、新制度で弾みをつける「取組加速期間」で、待機児童の解消を図る。

- ▶ 「緊急集中取組期間」(平成25・26年度)で約20万人分の保育を集中的に整備できるよう、国として万全な支援を用意。
※地方自治体が更にペースアップする場合にも対応。
- ▶ 「取組加速期間」(平成27～29年度)で更に整備を進め、上記と合わせて、潜在的なニーズを含め、約40万人分の保育の受け皿を確保。
- ▶ 保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに待機児童解消を目指す。



緊急プロジェクト

支援パッケージ ～5本の柱～

- ① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備(「ハコ」)
- ② 保育の量拡大を支える保育士確保(「ヒト」)
- ③ 小規模保育事業など新制度の先取り
- ④ 認可を目指す認可外保育施設への支援
- ⑤ 事業所内保育施設への支援

取組自治体

※保育緊急確保事業その他の消費税財源を用いた施策として行うほか、所要の財源を検討。

【第一次集計(平成25年7月31日時点)】

◇加速化プランの実施方針に基づく「待機児童解消加速化計画」の提出があった351市区町村(7月31日時点)の取組みについて採択を行い、その状況について第一次集計

◇加速化プラン参加自治体数 351市区町村(指定都市20市(全ての指定都市),特別区23区(全ての特別区),市町村308市町村)

緊急プロジェクト（平成25・26年度）

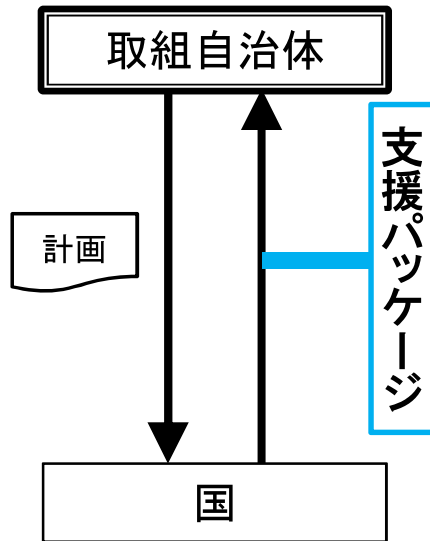
コンセプト

- 意欲のある地方自治体を強かに支援（市町村の手上げ方式）
- 今後2年間でできる限りの保育の量拡大と待機児童解消を図る。
- 参加市町村は、待機児童の減少目標人数、保育の整備目標量を設定。

支援パッケージ～5本の柱～

<計画の策定>

- ・待機児童の減少目標人数
- ・保育の整備目標量



・パッケージによる万全の支援

① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備（「ハコ」）

- 施設整備費の積み増し。中でも都市部に適した賃貸方式を活用し、株式会社を含む多様な主体でスピード感をもった施設整備を推進。
- 用地の確保が難しい都市部の事情に対応し、国有地等を積極的に活用。
- 民有地のマッチング事業を導入（地主と整備事業者の結び付けによる整備促進）。

② 保育の量拡大を支える保育士確保（「ヒト」）

- 潜在保育士の復帰を促進し、他業種への移転を防ぐための処遇改善。
- 認可外保育施設等で働く無資格者の**保育士資格取得支援**。

③ 小規模保育事業など新制度の先取り

- 小規模保育（運営費、改修費、賃借料等を支援）、**幼稚園での長時間預かり保育**など、新制度を先取りして実施（即効性のある受け皿確保）。
- 利用者支援の先取り実施（保護者と適切な施設・事業の結び付け）。

④ 認可を目指す認可外保育施設への支援

- 認可保育所に移行する意欲のある認可外保育施設について、改修費、賃借料、移転費、資格取得費、運営費等を国が支援し、質の確保された認可保育所へ5年間で計画的に移行できるようにする。

⑤ 事業所内保育施設への支援

- 助成要件を「自社労働者の子どもが1人以上いること」に緩和する。

社会保障制度改革国民会議

社会保障制度改革国民会議 報告書 ～確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋～ (少子化対策分野関係部分概要抜粋)

(平成25年8月6日 社会保障制度改革国民会議)

第2部 社会保障4分野の改革

I 少子化対策分野の改革

1 少子化対策の意義と推進の必要性

- 子どもたちへの支援は、社会保障の持続可能性・経済成長を確かなものとし、日本社会の未来につながるもの。社会保障制度改革の基本。
- 少子化傾向に歯止めがかかっていない背景として、子どもと子育てをめぐる厳しい実態があることを直視すべき。危機感をもって集中的な施策を講じるべき。
- 子育て支援が社会保障の1つと位置づけられ、子ども・子育て支援新制度により、恒久財源が確保されたことは、歴史的に大きな一歩。
- 若い世代の希望を実現することが社会の責務。妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援、出産・子育てと就労継続の二者択一状況の解決が必要。
- 女性の活躍は成長戦略の中核。新制度とワーク・ライフ・バランスを車の両輪として進めることが必要。
- 国・都道府県・市町村・企業が一体となって施策を推進すべき。市町村の主体的・積極的な取組が求められる。人材の安定的確保と経済成長の意義を考慮すれば、少子化対策の重要性は企業にも大きく、拠出への協力が必要。

2 子ども・子育て支援新制度等に基づいた施策の着実な実施と更なる課題

- 新制度は、すべての子どもたちの健やかな成長を保障することを主眼とし、幼児教育・保育の量的拡大や質の向上、地域の子ども・子育て支援の充実などを進めるもの。
- 近年、子どもの貧困、特に母子家庭や父子家庭などのひとり親家庭の貧困は看過できない。子どもの貧困は、教育や学習等の機会の格差となり、大人になってからの貧困につながる。障害のある子どもや、虐待の増加も一因となって、社会的養護の必要な子どもも増えており、一層の取組が求められている。

2 子ども・子育て支援新制度等に基づいた施策の着実な実施と更なる課題(続き)

(1) 子どもの発達初期の環境整備と地域の子育て支援の推進

- 就学前の発達環境は、子どもの生涯にわたる人間形成の基礎となるもの。
- OECD教育委員会は既に1998年にプロジェクトを発足し、“Starting Strong”を実施しており、日本においても、幼児教育・保育の質・量の充実が必要。発達初期の環境整備への投資は、その後の発達に大きく影響し、子どもの貧困を解決する等、未来への投資となることに留意する必要。
- 幼稚園、保育所に加え、子育て世代の生活環境の変化や働き方の多様化に十分に対応するため、認定こども園の普及推進が必要。また、地域の子育て支援施策の一層の推進が不可欠。
- 子育て支援は、地域の実情に合わせた施策の立案、実行が必要。質を確保しつつ、小規模保育や家庭的保育の充実など、地域の実態に即して柔軟に対応できる制度への移行が必要。

(2) 両立支援の観点からの待機児童対策と放課後児童対策の充実

- 新制度のスタートを待たず、「待機児童解消加速化プラン」を推進。地方公共団体の理解と事業の裏付けとなる財源確保が必須であり、消費税増収分などを活用すべき。
- 学童期の放課後対策がまだ手薄。小学校と放課後児童クラブの連携による教育と福祉の連続性の担保とともに、指導員の研修の整備、地域の人々が積極的にかかわり、支援していく体制の構築などが必要。

(3) 妊娠・出産・子育てへの連続的支援

- 妊娠期から子育て期にかけての支援を有機的に束ねた上での対策の強化が必要。市町村を中心として、様々な機関の関係者が連携し、妊娠期からの総合的相談や支援をワンストップで行えるよう、拠点の設置・活用を含めた対応を検討することが必要。

(4) ワーク・ライフ・バランス

- 企業の子育て支援に向けた行動変容を促すためにも、企業における仕事と子育ての両立支援について、より一層の取組の推進が必要。
- 育児休業の取得促進など様々な取組を通じて、男女ともに仕事と子育ての両立支援を進めていくことが必要。「次世代育成支援対策推進法」について、今後の10年間で更なる取組期間として位置づけ、その延長・見直しを積極的に検討すべき。
- なお、育児休業取得に関しては、中小企業・非正規に加え、取得率の低い男性の取得促進に注力すべき。また、育児休業を取得しやすくするために、育児休業期間中の経済的支援を強化することも含めた検討を進めるべき。
- 企業における両立支援の取組と子育て支援の充実は車の両輪であり、両者のバランスと連動を担保する視点から引き続き検討を進めるべき。

3 次世代育成支援を核とした新たな全世代での支え合いを

(1) 取組の着実な推進のための財源確保と人材確保

- 子ども・子育て支援は未来社会への投資であり、量的な拡充のみならず質の改善が不可欠。今般の消費税引上げによる財源(0.7兆円)では足りず、附帯決議された0.3兆円超の確保を今後図っていく必要。
- 子ども・子育て支援の理念を理解し、適切な知識と技術を蓄えた人材の確保、養成及び就労環境の整備が必要。また、例えば、中高年世代が地域の子ども・子育て支援に活躍し、若い世代を支える機会を増やすことも必要。

(2) 子育て支援を含む社会保障のすべてが支える未来の社会

- 子ども・子育て支援新制度に向けた財源確保の重要性は言うまでもなく、少子化対策について、子ども・子育て支援新制度の施行状況を踏まえつつ、幅広い観点から更に財源確保と取組強化について検討すべき。
- 子育てをめぐる厳しい実態を踏まえ、すべての世代が多様な環境にあるすべての子どもたちや若い世代を支えていくことが大切。こうした取組や努力を世代間対立の問題にしてはならない。
- 人生の各段階のリスクをともに支え合い、子育てはもとより社会保障すべての分野において、若い世代の将来への不安を安心と希望に変えることが社会保障の役割・本質である。社会保障はいずれの世代にとっても負担ではなく、今の困難を分かち合い、未来の社会に協力しあうためにある、という哲学を広く共有することが大切。

(参考) 社会保障制度改革国民会議の経緯

<平成24年>

6月8日～15日 自民・公明・民主の3党で実務者協議

6月20日 社会保障制度改革推進法案、認定こども園法改正法案(いずれも衆法) ⇒ 国会に提出

6月21日 閣法6法案(年金関係2法案、子ども・子育て支援関係2法案、税制抜本改革(国税・地方税)2法案)の修正案 ⇒ 衆・一体改革特別委員会に提出

6月26日 関連8法案 衆議院において可決

8月10日 関連8法案 参議院において可決・成立(8月22日 公布)

8月22日 社会保障制度改革推進法 施行

11月30日 **第1回 社会保障制度改革国民会議を開催(翌年8月5日にかけて合計20回開催)**

<平成25年>

8月6日 **社会保障制度改革国民会議で報告書を取りまとめ**

8月21日 社会保障制度改革推進法の施行から1年間の設置期限をむかえ会議を廃止
「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について」を閣議決定

12月5日 **「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が成立**

○持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律
(少子化対策)

第三条 政府は、急速な少子高齢化の進展の下で、社会保障制度を持続させていくためには、その基盤を維持するための少子化対策を総合的かつ着実に実施していく必要があることに鑑み、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた支援を切れ目なく行い、子育てに伴う喜びを実感できる社会を実現するため、子ども・子育て支援(子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。)の量的拡充及び質の向上を図る観点並びに職業生活と家庭生活との両立を推進する観点から、幼児期の教育及び保育その他の子ども・子育て支援の総合的な提供、平成二十五年六月十四日に閣議において決定された経済財政運営と改革の基本方針に記載された待機児童解消加速化プランその他の子ども・子育て支援の実施に当たって必要となる次に掲げる措置その他必要な措置を着実に講ずるものとする。

一 子ども・子育て支援法第十一条に規定する子どものための教育・保育給付及び同法第五十九条に規定する地域子ども・子育て支援事業の実施のために必要な措置
(以下略)